

令和7年度版

# 事業概要

〈令和6年度実績〉



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県秩父保健所



# 目 次

## 第1 管内の概況

1 管内の概要	1
2 管内の人口等	2

## 第2 沿革及び組織

1 沿革	3
2 組織及び事務分掌	4
(1) 組織	4
(2) 各担当事務分掌	4

## 第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当	7
1 衛生関係免許事務	7
(1) 免許事務の概要	7
(2) 免許の種類	7
(3) 申請の種類	7
2 厚生統計調査	9
(1) 人口動態調査	9
(2) その他の調査・報告	9
3 地域医療体制の整備	10
(1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況	10
(2) 埼玉県秩父地域医療構想調整会議・埼玉県秩父地域保健医療協議会	12
(3) 救急医療体制	13
(4) 医療従事者の状況	14
(5) 立入検査等	16
4 ちちぶ医療協議会への支援	16
5 学生実習等の受入	17
6 地域医療連携推進事業	17
7 保健所別研修	17
II 保健予防推進担当	18
1 健康づくり・栄養	18
(1) 健康増進（栄養等）の実施	18

(2) 食環境整備事業の実施	18
(3) 食育推進事業の実施	19
(4) 地域・職域連携推進事業の実施	20
(5) 受動喫煙防止対策	21
(6) 国民健康・栄養調査	22
2 母子保健	23
(1) 相談指導の実施	23
(2) 療育医療の給付	23
(3) 不妊治療費助成事業助成金の支給	23
(4) 子どもの心の健康相談事業の実施	23
(5) 母子保健連絡調整会議等の開催	24
(6) ふれあい親子支援事業の実施	24
(7) 妊娠期からの虐待予防強化事業	25
3 歯科保健	26
(1) 歯科口腔保健連携推進事業	26
(2) 歯科疾患実態調査	26
4 精神保健福祉	27
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請及び通報の対応状況	27
(2) 精神保健福祉相談	27
(3) 精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業	27
(4) ひきこもり相談事業	29
(5) 措置入院者退院後支援事業	30
(6) 嗜癖問題対策	31
(7) 他機関との連携	31
(8) 自殺対策	31
5 感染症対策	33
(1) 感染症（結核を除く）の発生の状況	33
(2) 社会福祉施設等における感染症の集団発生状況	33
(3) 感染症診査協議会	33
(4) 感染症発生動向調査事業について	33
(5) 新たな感染症の発生・蔓延に備えた対策	33
(6) 性感染症等に関する検査及び相談の実施	35
(7) 肝炎対策に関する事業の実施	35
6 結核対策	36
(1) 結核登録者数の推移	36
(2) 新規登録者（市町別・活動性分類）	36
(3) 新規登録者（年齢階級別）	36

(4) 管理検診・接触者健康診断の実施	36
(5) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施	37
7 難病対策	38
(1) 指定難病の医療給付	38
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	43
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付	43
(4) 相談指導の実施	43
(5) 難病相談事業の実施	44
(6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会	45
8 原子爆弾被爆者対策	45
9 保健師人材育成	46
(1) 県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議(地域別会議)	46
(2) 秩父地域保健師会	46
10 秩父地区地域看護推進会議	47
<b>Ⅲ 生活衛生・薬事担当</b>	<b>48</b>
1 医薬品、血液等の安全確保	48
(1) 薬務関係施設数及び立入検査数	48
(2) 麻薬・覚醒剤関係業務	49
(3) 大麻・けし	49
(4) 薬物乱用防止事業	49
(5) 献血推進事業	49
(6) 温泉	50
2 食品の安全性の確保	50
(1) 業種別食品営業施設数	50
(2) 食中毒の発生状況	53
(3) 監視指導等実施状況	53
(4) 衛生講習会等実施状況	53
3 生活環境の確保	54
(1) 衛生的な生活環境の確保	54
(2) 動物の適正な飼育管理	55
(3) 水道普及状況	56
(4) 水質検査	56
(5) 特定動物の飼養又は保管の許可	57
(6) 動物取扱業者	57

## 第4 衛生統計資料

1 人口	59
(1) 管内人口の年次推移	59
(2) 人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕	60
(3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕	62
2 人口動態	64
(1) 人口動態総覧	65
(2) 出生	67
(3) 死亡数・死因〔死因簡単分類別・埼玉県・管内・市町別〕	68
(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕	71
(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕	72
(6) 諸率の年次推移〔全国・埼玉県・秩父保健所管内〕	73

## 第5 参考資料

1 秩父保健所感染症診査協議会委員	81
2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員	81
3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員	81
4 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議委員	82
5 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員	83
6 関係団体	83
7 健康相談等日程表	84
(1) 健康相談	84
(2) 検査	84

# 第 1 管内の概況

## 1 管内の概要

秩父保健所は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町の 1 市 4 町を所管区域としている。管内地域は県の北西部に位置し、東京、群馬、長野、山梨の 1 都 3 県に接し、荒川の水源地を擁するとともに緑豊かな自然環境に恵まれ、長瀬に代表される優れた景観を有している。

管内面積は 892.62 平方キロメートルで県土の約 4 分の 1 を占め、人口は令和 7 年 1 月 1 日現在、90,119 人で県人口の 1.2% を占めている。

都心から 80 キロメートル圏内に位置し、一般国道 140 号・299 号、秩父鉄道及び西武鉄道が地域の主要交通手段となっている。

古くは秩父絹の産地としてその名を全国に轟かせ、秩父鉄道開業後には秩父セメントの創業（大正 12 年）に始まる武甲山の石灰石を利用したセメント産業が盛んとなり、昭和 30～40 年代の高度経済成長期には、衰退した養蚕・絹織業・林業に代わり、電気・精密等の機械工業の進出も見られた。

近年は、余暇活動の増加を背景に、観光農林業など都市住民との交流を通じた新たな産業が展開されている。

【秩父保健所管内図】



## 2 管内の人口等

令和7年1月1日現在の管内の推計人口は90,119人、世帯数は40,692世帯である。令和6年の同期に比べ人口は1,733人減少、世帯数は200世帯減少しており、一世帯当たりの人数は2.2人である。

若年層の流出と出生数の減少により人口は減少の一途をたどっている一方、高齢化及び核家族化が年々進行し、特に高齢者のみの世帯が増加している。

65歳以上の老年人口が全人口に占める割合は37.3%と県内で最も高く、県平均の約1.4倍に達している。

### 〔市町別人口世帯数等〕

令和7年1月1日現在

	人口(人)	世帯数(戸)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
埼玉県	7,374,298	3,555,025	3,797.75	1,941.8
管内計	90,119	40,692	892.62	101.0
秩父市	57,212	26,073	577.83	99.0
横瀬町	7,601	3,319	49.36	154.0
皆野町	8,878	3,954	63.74	139.3
長瀬町	6,367	2,862	30.43	209.2
小鹿野町	10,061	4,484	171.26	58.7

\*人口・世帯数：埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部総計課）

面積：全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

令和7年4月1日時点、秩父市及び横瀬町は境界の一部が未定のため参考値

### 〔市町別年齢3区分別人口〕

令和7年1月1日現在

	総数 (人)	年齢区分別人口(人)			構成比(%)		
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
埼玉県	7,374,298	826,318	4,559,459	1,988,521	11.2	61.8	27.0
管内計	90,119	8,390	48,089	33,640	9.3	53.4	37.3
秩父市	57,212	5,662	31,132	20,418	9.9	54.4	35.7
横瀬町	7,601	737	4,138	2,726	9.7	54.4	35.9
皆野町	8,878	770	4,528	3,580	8.7	51.0	40.3
長瀬町	6,367	509	3,239	2,619	8.0	50.9	41.1
小鹿野町	10,061	712	5,052	4,297	7.1	50.2	42.7

\*埼玉県町(丁)字別人口調査（埼玉県総務部統計課）

## 第2 沿革及び組織

### 1 沿革

昭和 19年 10月 1日	通信省簡易保険健康相談所が県に移管され、大宮、川越、熊谷、幸手の各保健所とともに、県下第6番目の保健所として、秩父町大字大宮（現上町）1289番地に開設される。 （管内は5町20村、職員数は5人）
22年 9月	保健所法改正により、行政事務が移管（職員数10人）
25年 12月 1日	機構改革により、庶務課、衛生課、予防課の3課制
27年 7月 1日	新庁舎を秩父市大宮（現熊木町）527-6番地に建設
40年 5月 1日	保健婦室を新設（庶務課・衛生課・予防課・保健婦室の1室3課制 職員数39人）
44年 7月 10日	新庁舎を現在地（秩父市桜木町8番18号）に竣工、移転
47年 5月 1日	計画課を新設（庶務課・計画課・衛生課・予防課・保健婦室の1室4課制）
51年 5月 1日	保健婦室を保健婦課に改称（5課制 職員数31人）
平成 3年 4月	計画課を廃止、地域保健企画担当を新設
11年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉と保健医療に係る施策の総合調整を行う組織として埼玉県福祉保健総合センターが設置される。</li> <li>・組織は、企画管理部（総務担当、計画推進担当）及び福祉保健部（地域福祉・保護担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当）の2部・5担当制（職員数43人）</li> </ul>
13年 4月 1日	細菌検査・水質検査等の業務を衛生研究所へ移管
22年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秩父福祉保健総合センターが改編され、秩父保健所と秩父福祉事務所に再編</li> <li>・秩父保健所の組織は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当制（職員数21人）</li> </ul>

## 2 組織及び事務分掌

### (1) 組織

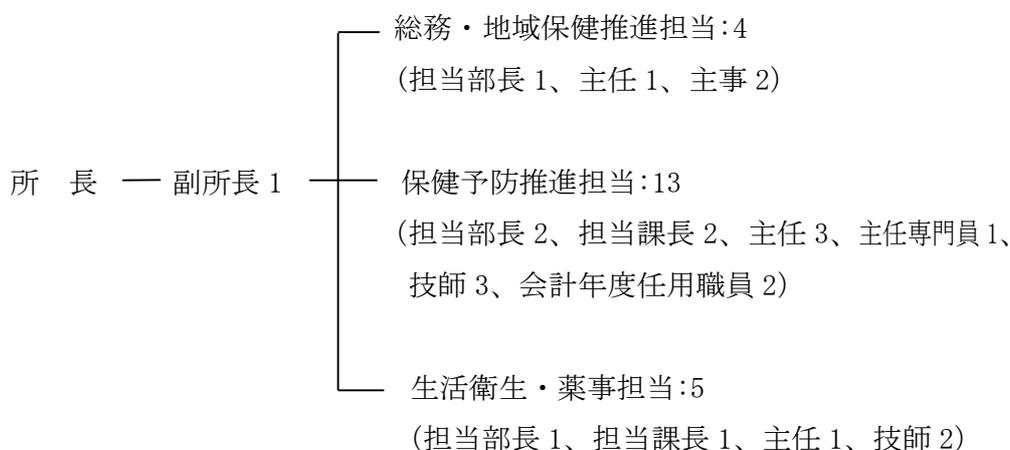
秩父保健所は、総務・地域保健推進担当、保健予防推進担当、生活衛生・薬事担当の3担当で構成され、職員数は兼務職員を含め24人である。

〔職員数〕

令和7年7月1日現在

所 長	副所長	担当部長	担当課長	主 任	主任専門員	主事・技師	会計年度 任用職員	合 計
1	1	4	3	5	1	7	2	24

【秩父保健所組織図】（令和7年7月1日現在）



### (2) 各担当事務分掌

〔総務・地域保健推進担当〕

- ア 人事、給与、サービス、文書、公印、福利厚生等に関すること
- イ 経理に関すること
- ウ 公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関すること
- エ 調理師、栄養士等の免許等に関すること
- オ 表彰に関すること
- カ 地域保健に関する市町村支援の企画・調整に関すること
- キ 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること
- ク 初期救急医療を始めとした地域医療提供体制の整備に係る市町村支援に関する  
こと
- ケ 小児救急医療及び周産期医療（分娩を含む。）を始めとした地域医療提供体制の  
整備に向けた取組の推進に関すること
- コ 保健・医療・介護・福祉の連携の推進及び関係機関のネットワークづくりに関す  
ること
- サ 保健・医療・介護・福祉に係る情報等の収集、分析及び提供に関すること

- シ 地域保健医療計画の推進に係る保健所内の調整に関すること
- ス 圏域別取組の作成及び取組の推進に係る企画・調整並びに医療提供体制の確保に関すること
- セ 病院等の許可、立入検査、医療安全相談（埼玉県虐待禁止条例に基づく通報の対応含む）等の医事に関すること
- ソ 臨床研修医、臨床研修歯科医の研修に関すること
- タ 地域包括ケアシステムづくりの推進に関すること
- チ 災害等非常時における保健・医療・介護・福祉の体制整備等対応策の策定等に関すること
- ツ 調査・研究事業の調整に関すること
- テ 学生実習の受入れ調整に関すること
- ト 広聴広報の調整に関すること
- ナ ホームページの運用に関すること
- ニ 福祉事務所との総務事務に関する連絡調整事務

#### 〔保健予防推進担当〕

- ア 健康づくりに関する事業の企画・実施に関すること
- イ 健康相談の実施に関すること
- ウ 健康教育の企画・実施に関すること
- エ 専門的母子保健に関すること
- オ 専門的栄養指導、特定給食施設等に対する指導等の栄養改善に関すること
- カ 栄養成分表示に関すること
- キ 受動喫煙防止対策に関すること
- ク 歯科保健に関すること
- ケ 精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰対策等の精神保健福祉に関すること
- コ 難病対策及び被爆者の援護等に関すること
- サ 結核・感染症対策に関すること
- シ 健康増進、母子保健、栄養改善等に係る市町事業に対する専門的かつ技術的支援等に関すること
- ス 地域における保健・医療・福祉・介護職等の多職種連携による地域包括ケアシステムの構築推進に関すること
- セ 児童虐待予防・防止に関すること
- ソ 不妊治療の支援に関すること
- タ 石綿健康被害対策に関すること
- チ 公費負担医療給付の申請受理・支給に関すること
- ツ 学生実習の受入れに関すること

## 〔生活衛生・薬事担当〕

- ア 食品営業許可並びに食品営業施設等の監視又は指導及びH A C C Pに沿った衛生管理に関すること
- イ 食中毒処理等に関すること
- ウ 食品関係業者及び消費者の衛生教育等の企画・実施に関すること
- エ 理容所、美容所、クリーニング所の確認及び旅館、公衆浴場、興行場の営業許可並びにそれらの監視・指導その他の環境衛生に関すること
- オ 特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導に関すること
- カ 薬局等の許可及び監視・指導並びに医薬品等の適正使用に関すること
- キ 麻薬取扱者の免許等及び監視・指導に関すること
- ク 麻薬、覚醒剤等の薬物乱用防止に関すること
- ケ 献血の普及啓発、献血組織の育成及び献血受入れ体制の整備の促進に関すること
- コ 毒物劇物業者等の登録、届出及び監視並びに毒物劇物の適正管理に関すること
- サ 狂犬病予防、犬の捕獲及び犬の引取り並びに犬の適正な飼養に関すること
- シ 動物取扱業の登録、監視・指導等に関すること
- ス 特定動物の許可、監視・指導等に関すること
- セ 動物虐待の予防・防止など動物愛護に関すること
- ソ 水道事業の認可等、水道施設の監視・指導及び水質検査等の飲用水の衛生確保に関すること
- タ 温泉利用の指導に関すること
- チ 遊泳用プールの指導に関すること
- ツ 化製場等の許可、監視・指導等に関すること
- テ 輸出する食品等の衛生証明書の発行及び食品等の輸出を行う施設の監視・指導等に関すること

### 第3 事業概要

#### I 総務・地域保健推進担当

##### 1 衛生関係免許事務

###### (1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

〔根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか〕

###### (2) 免許の種類

###### 〔大臣免許〕

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

###### 〔知事免許〕

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生師	名簿
登録販売者	
准看護師	籍
クリーニング師	原簿

###### (3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請…………… 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請… 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請…………… 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請…………… 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

[令和6年度 衛生関係免許申請受付件数]

申請種類 免許種類		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
厚生労働大臣免許	医師	2	2	-	-	4
	歯科医師	2	1	-	-	3
	薬剤師	3	3	-	-	6
	管理栄養士	3	2	-	-	5
	保健師	4	2	-	-	6
	助産師	-	1	-	-	1
	看護師	17	14	2	-	33
	診療放射線技師	5	-	-	-	5
	臨床検査技師	3	-	-	-	3
	衛生検査技師	-	-	-	-	0
	理学療法士	5	1	-	-	6
	作業療法士	1	1	-	-	2
	視能訓練士	-	-	1	-	1
	計	45	27	3	0	75
知事免許	調理師	43	3	4	-	50
	製菓衛生師	3	-	-	-	3
	クリーニング師	-	-	-	-	-
	准看護師	1	2	1	-	4
	栄養士	3	2	1	-	6
	登録販売者	12	4	1	1	18
	計	62	11	7	1	81
他県	准看護師		-	-	-	-
合計		107	38	10	1	156

## 2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料とするため、各種の厚生統計調査を実施している。

### (1) 人口動態調査

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の5種類の「人口動態事象」について、調査を実施している。また、5年に一度、国勢調査が行われる年度は、人口動態調査（職業・産業）も実施している。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を経由して国に提出している。〔根拠法令：統計法、人口動態調査令〕

※調査結果の詳細は、「第4 衛生統計資料 2 人口動態」を参照。

### (2) その他の調査・報告

#### ア 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票) (大規模調査により健康票・介護票追加)	毎年 (R7 実施)	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について、世帯面から総合的に明らかにする。 3年周期で大規模調査（令和7年度実施。調査票に健康票・介護票が追加となる。）
社会保障・人口問題基本調査	毎年 (R7 実施)	社会保障・人口問題に関する事項を調査し、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師届	2年周期 (R6 実施)	医師、歯科医師及び薬剤師について、従事場所や診療科名等による分布を明らかにする。
医療関係従事者届	2年周期 (R6 実施)	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所等による分布を明らかにする。
患者調査	3年周期 (R5 実施)	外来患者、入院患者の傷病等の実態を調査。
受療行動調査	3年周期 (R5 実施)	受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査。

#### イ 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進事業報告	毎年	住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。
医療施設静態調査	3年周期	医療施設の分布や診療機能等を把握。(R5 実施)
病院報告	毎月	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

### 3 地域医療体制の整備

#### (1) 秩父保健医療圏の医療施設等の状況

令和7年4月1日現在の秩父保健所管内の病院は、一般病院が7施設（うち公立病院2施設）である。病床数は、一般病床が472床、療養病床が225床、合計697床である。

一般診療所は有床診療所が4施設（60床）、無床診療所が81施設、合計85施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は47施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中核的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

#### 〔管内市町別・医療施設数〕

令和7年4月1日現在

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	管内計	
病 院	施 設 数	4	-	2	-	1	7	
	病 床 数	一般	317	-	60	-	95	472
		療養	75	-	150	-	-	225
		精神	-	-	-	-	-	-
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
		計	392	-	210	-	95	697
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	2	-	-	2	4	
		無床	58	4	6	3	10	81
		計	60	4	6	5	10	85
	病 床 数	34	-	-	26	-	60	
歯 科 診 療 所		32	2	5	3	5	47	
助 産 所		2	-	-	1	-	3	
施 術 所		69	10	7	8	5	99	
歯 科 技 工 所		6	-	-	2	2	10	

注) 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専門を除く。）及び柔道整復師に係る施術所の合計

## 〔医療施設数〕

令和7年3月末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,044	1,464,526	105,208	70,389	65,933
埼 玉 県	339	62,663	4,600	2,276	3,478
管 内	7	697	85	60	47

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「医療施設動態調査(令和7年3月末概数)」(厚生労働省)による。

## 〔医療関係施設数の推移〕

各年度末現在

年 度	病 院							一 般 診 療 所			歯科診療所	助産所	施術所
	施設	病 床 数						有床	無床	病床数			
		一般	療養	精神	結核	伝染	合計						
5	13	703	-	180	-	26	909	27	54	240	47	4	80
6	13	703	-	180	-	26	909	27	56	240	47	4	83
7	13	698	-	180	-	26	880	27	55	240	47	4	84
8	12	662	-	180	-	26	868	27	54	242	46	3	86
9	12	655	-	180	-	26	861	25	57	234	49	2	86
10	12	680	-	180	-	26	886	24	61	233	49	2	88
11	11	685	-	180	-	-	865	25	59	252	50	2	88
12	12	835	-	180	-	-	1,015	13	77	124	51	2	90
13	12	820	50	180	-	-	1,050	11	79	108	53	2	88
14	11	608	224	180	-	-	1,012	12	79	127	51	2	87
15	10	444	331	180	-	-	955	12	80	145	52	2	88
16	10	444	336	180	-	-	960	12	78	112	52	2	87
17	9	424	336	123	-	-	883	12	80	130	51	2	74
18	9	457	297	123	-	-	877	13	78	150	51	-	72
19	9	457	297	123	-	-	877	12	79	148	52	-	77
20	9	457	297	123	-	-	877	12	76	146	51	-	79
21	9	457	297	123	-	-	877	11	76	143	53	-	78
22	9	457	297	123	-	-	877	10	77	126	52	-	86
23	9	457	297	123	-	-	877	9	80	110	52	-	89
24	9	457	297	123	-	-	877	9	79	110	52	-	89
25	9	457	297	123	-	-	877	8	80	97	51	1	94
26	9	457	297	123	-	-	877	6	81	76	50	1	100
27	9	457	297	123	-	-	877	6	81	76	49	-	105
28	9	462	292	123	-	-	877	6	80	76	51	-	106
29	9	462	292	123	-	-	877	6	80	76	50	-	108
30	9	462	292	85	-	-	839	5	81	62	50	-	109
令和元	8	513	237	-	-	-	750	4	83	60	50	-	109
2	8	513	237	-	-	-	750	4	83	60	48	1	109
3	8	513	237	-	-	-	750	3	83	41	48	3	108
4	8	513	237	-	-	-	750	3	82	41	48	3	102
5	7	472	225	-	-	-	697	4	82	60	48	3	101
6	7	472	225	-	-	-	697	4	81	60	47	3	99

## (2) 埼玉県秩父地域医療構想調整会議・埼玉県秩父地域保健医療協議会

医療法第30条の14の規定に基づく埼玉県地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域医療構想調整会議を設置している

また、秩父保健医療圏における埼玉県地域保健医療計画を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的として、埼玉県秩父地域保健医療協議会を設置している。

### ア 令和6年度 開催状況

#### 第1回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和6年 8月19日 19:00~20:25 (Zoom 併用)	(1) 会長、副会長の選任について (2) 第1回地域医療構想推進会議の主な意見について (3) 地域医療体制の推進に係る課題解決に向けた今年度の圏域における取組について ア 圏域別フェイスシート（令和5年度更新）の課題について イ 地域医療における連携に関するアンケート調査と議論の進め方について ウ 地域包括ケアシステムの推進に向けた今年度の取組について (4) 医療機関対応方針の協議・検証について (5) 第8次地域保健医療計画に基づく病院整備計画の公募について （南部、東部、県央、川越比企、西部圏域） (6) 令和6年度病床機能転換促進事業について (7) 令和4年度病床機能報告・定量基準分析について (8) 令和5年度外来機能報告の結果及び紹介受診重点医療機関について

#### 第2回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和6年 12月16日 19:00~20:20 (Zoom 併用)	(1) 第2回地域医療構想推進会議の主な意見について (2) 医療機関対応方針の協議・検証について (3) 令和5年度病床機能報告の結果について (4) 地域医療構想の達成に向けた課題について ア 地域医療における連携に関するアンケート調査の結果報告 イ 地域医療の連携における課題について

### 第3回埼玉県秩父地域医療構想調整会議

開催日	議 題
令和7年 3月18日 19:00～20:00 (Zoom併用)	(1) 病床公募の結果について (2) 秩父市立病院経営強化プランの改正について (3) 秩父市立病院建設計画について (4) 秩父市立病院建設計画に関わる圏域内の医療整備について

### 第1回埼玉県秩父地域保健医療協議会

開催日	議 題
令和7年 2月28日 (書面開催)	(1) 会長及び副会長の選任について (2) 埼玉県地域保健医療計画(第7次)に係る圏域別取組の取組状況について (3) 令和6年度圏域別取組状況について (4) 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議について

#### イ 秩父保健医療圏「圏域別取組」

埼玉県地域保健医療計画【第8次】(以下「計画」という。)が令和6年3月に策定され、新たな秩父保健医療圏の圏域別取組を令和6年3月に策定した。

圏域別取組は、計画を地域の実情に応じて、市町村、地域の医療機関や保健医療・福祉関係団体等の協力を得て着実に推進するため、圏域における重点課題を解決するための具体的方策を示すものである。

#### 【秩父保健医療圏 圏域別取組】

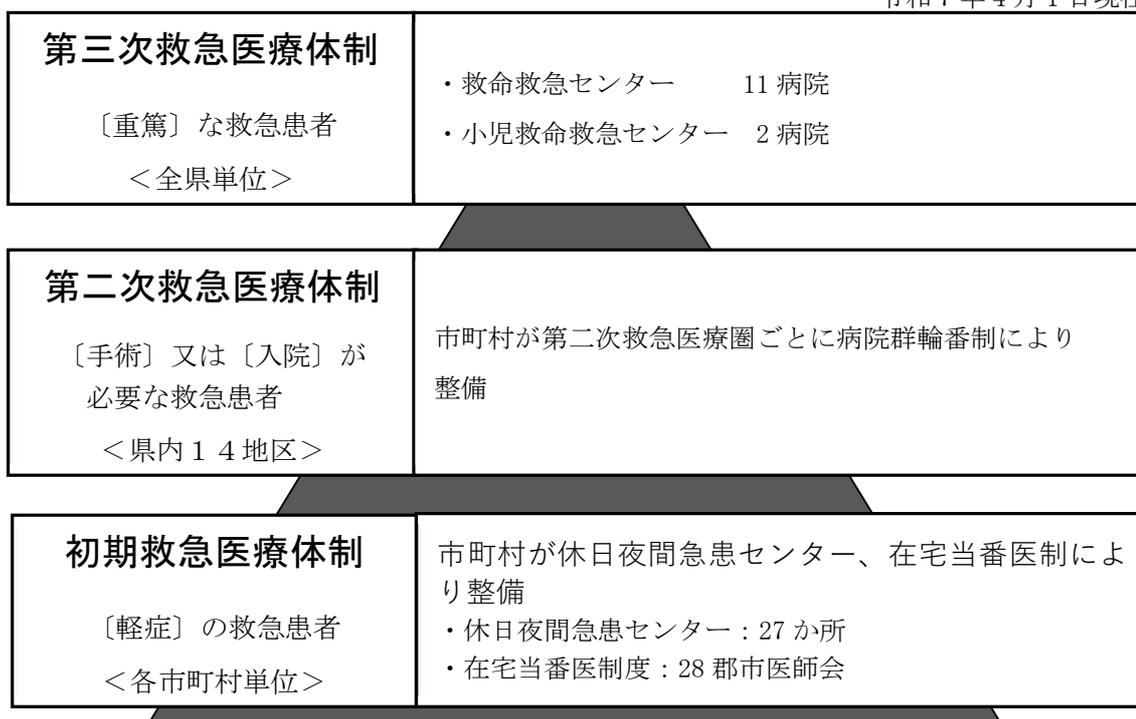
- ・ 救急医療(小児救急を含む)
- ・ 在宅医療の推進
- ・ 精神医療と自殺防止対策の推進
- ・ 親と子の保健医療対策
- ・ 生活習慣病対策の推進
- ・ 健康危機管理体制の整備充実

### (3) 救急医療体制

#### ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制



#### イ 管内の救急医療体制

##### ① 救急医療機関

秩父市立病院 (秩父市桜木町)	医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)
医療法人花仁会秩父病院 (秩父市和泉町)	国民健康保険町立小鹿野中央病院 (小鹿野町小鹿野)
秩父第一病院 (秩父市中村町)	

##### ② 初期救急（秩父郡市医師会休日急患当番医）

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所〔内科・小児科〕
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制
在宅歯科当番医	秩父郡市歯科医師会加入診療所による当番制

##### ③ 第二次救急（病院群輪番制）

秩父市立病院 (秩父市桜木町)
医療法人徳洲会皆野病院 (皆野町皆野)

#### (4) 医療従事者の状況

##### ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。（令和6年度実施）

① 医 師

令和4年12月31日現在の管内医師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する医師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、141人である。

② 歯科医師

令和4年12月31日現在の管内歯科医師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、79人である。

③ 薬剤師

令和4年12月31日現在の管内薬剤師（管内に従事先を有する人、管内に住所を有する薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人及び無職の人）数は、154人である。

〔医師・歯科医師・薬剤師数〕

各年12月31日現在(単位:人)

	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師	
	令和4年	令和2年	令和4年	令和2年	令和4年	令和2年
全 国	343,275	339,623	105,267	107,443	323,690	321,982
埼 玉 県	13,661	13,604	5,410	5,575	16,729	16,370
管 内	141	142	79	78	154	146
秩 父 市	104	105	56	54	103	100
横 瀬 町	3	3	3	3	5	3
皆 野 町	13	12	10	10	25	20
長 瀨 町	6	6	3	3	7	6
小 鹿 野 町	15	16	7	8	14	17

注) 従事地別。ただし、資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は、住所地に含む。

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ている。（令和6年度実施）

〔管内市町従事地別・業務従事者数〕

各年 12 月 31 日現在（単位：人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	令和 6年	令和 4年										
管内	71	62	9	10	629	594	248	281	103	113	11	10
秩父市	37	35	7	9	432	408	165	180				
横瀬町	6	6	0	0	27	23	15	17				
皆野町	7	6	1	0	88	81	24	21				
長瀬町	13	6	0	0	19	19	19	26				
小鹿野町	8	9	1	1	63	63	25	37				

(5) 立入検査等

令和6年度は、7病院及び1有床診療所に対し、定例の立入検査を実施した。  
新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構造設備の変更等	計
病 院	7	0	1	8
一般診療所	1	2	0	3
歯科診療所	0	0	0	0
計	8	2	1	11

〔市町別立入検査等件数〕

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	5	2	0	7
横 瀬 町	0	0	0	0
皆 野 町	2	0	0	2
長 瀬 町	0	1	0	1
小鹿野町	1	0	0	1
計	8	3	0	11

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって4町と協定を締結し、「ちちぶ定住自立圏」を形成した。協定項目のうち医療分野を推進するための下部組織として、平成23年9月に「ちちぶ医療協議会」が設置され、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、医師や看護師等の医療従事者の確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成27年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み

慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム（愛称：ちちぶいきあいシステム）」が立ち上げられた。

当所では、委員として各会議に出席するほか、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

## 5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について指導を行った。

### 〔令和6年度 実習生の受入数〕

区分	学校名	グループ数	人数	受入日数
保健師課程	東都大学	1	3	5日
	東京家政大学	1	2	5日
管理栄養士課程	-	0	0	-
その他	秩父看護専門学校		20	1日

## 6 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、ちちぶ圏域ケア連携会議（事務局：秩父市立病院・地域連携室）に出席し、同会議主催の普及啓発のための研修会や講演会に参加している。

## 7 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
	実績なし	

## II 保健予防推進担当

### 1 健康づくり・栄養

健康増進法に基づき、高齢化社会に向けて生活習慣病を予防することで、「健康寿命」の延伸を図ることを目的とする。その実現のため、食生活・運動・休養・喫煙等の生活習慣を見直し、健康づくり・栄養改善を目的として事業を実施した。

#### (1) 健康増進(栄養等)の実施

県民に対して、専門的な栄養指導及び食生活支援を行い、生活習慣病を予防することを目的として実施した。

令和6年度(単位:人)

指導別 対象	個 別		集 団		
	栄 養	禁 煙	栄 養	運 動	禁 煙
乳 幼 児	0	0	0	0	0
20歳未満	0	0	0	0	0
20歳以上	15	0	40	40	0
合 計	15	0	40	40	0

#### (2) 食環境整備事業の実施

地域における食に関する環境を整備するため、給食施設等における栄養改善の向上や栄養管理についての指導及び助言を行った。また、食品製造業者に対して、栄養成分表示の指導を行い、県民に食生活に関する正しい知識や情報を適切に提供した。

##### ア 給食施設指導

令和6年度

	特 定 給食施設	その他の 給食施設	合 計
栄養管理指導(延施設数)	30	23	53
喫食者への栄養・運動指導(延人数)	0	0	0

##### イ 栄養成分表示普及促進事業

令和6年度

対 象	内 容	回数又は店舗数
住民・食品事業者等	栄養成分表示普及・啓発	集団 0回
		個別 3件
埼玉県・健康づくり協力店	指定基準指導	3店舗

### (3) 食育推進事業の実施

「埼玉県食育推進計画」に基づき、地域における食育の推進を目的に、市町村及び栄養関係団体等の活動を支援するとともに、地域におけるリーダーの育成及び栄養改善の体制を整備するため、研修会等を実施した。

#### ア 栄養関係団体育成及び活動支援

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 8月4日	令和6年度秩父郡市栄養士会 「栄養ワンダーin 秩父」 会場：秩父市歴史文化伝承館 (1)小児期の口腔機能と食事についてクイズ形式で 学習 講師：秩父郡市栄養士会 (2)フレイル予防の食事 講師：秩父郡市栄養士会 (3)いい塩梅で食事をしよう(適塩を考える) 講師：秩父郡市栄養士会	参加者数： 51名
令和6年 11月26日	秩父保健所管内食生活改善推進員リーダー研修会 (1)講話「健康寿命と健康格差」 講師 埼玉県衛生研究所職員 (2)講演と実習 「AIによる姿勢分析測定と足から始める健康づくり」 講師 シンコースポーツ株式会社	管内食生活改善推進員連絡協議会、事務局職員 参加者数： 40名

#### イ 重点課題への対応事業

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 6月10日	管内事業所向け健康講演会 会場：秩父宮記念市民会館 (1)講義 「働き盛り世代の健康づくり」 講師 秩父保健所 保健予防推進担当	管内事業所 参加者数： 40名

(4) 地域・職域連携推進事業の実施

ア 令和5年秩父保健所管内地域・職域連携推進会議

日 時：令和7年3月4日 午後1時30分～4時15分

参加人数：埼玉県健康経営実践事業所、商工会、保険者、市町村関係課職員等  
24名

内 容：(1) 講義「職場における重症化予防と受動喫煙防止対策について」

講師 生活習慣病予防研究センター 代表 岡山 明 氏

(2) 情報提供（秩父保健所）

(3) 情報提供（秩父市保健センター）

(4) 意見交換

- ・従業員、社員の健康づくりに関する取り組みや課題について
- ・市町で実施している保健事業について
- ・受動喫煙防止対策 等

イ 特定健診・特定保健指導実施率向上事業

実施日時：令和6年5月

対 象：管内市町国保主管課、保健主管課

内 容：健康長寿課作成のヒアリングフォーマットをもとに、健康づくり関連事業等の実施状況や課題について調査し、情報共有を行った。

ウ 地域健康長寿情報のPR

保健所ホームページでの健康情報提供。

関係団体へ特定健診受診率向上とがん検診受診率向上PR。

エ 市町村健康長寿のための情報担当者会議

令和6年度

実施年月日 (会 場)	内 容	参加者
令和7年 1月30日	管内健康づくり・栄養業務担当者会議 (食育重点課題への対応事業と同時開催) (1) 秩父地域における栄養・食育事業について (2) 保健所からの報告 (3) 市町の健康づくり・栄養関係事業について (4) 秩父地域におけるBDHQの活用について (5) 災害時の栄養活動について	市町国民健康保険主管課・保健主管課職員栄養士・保健師  参加者数:8名

## オ 健康長寿プロジェクト等の推進

埼玉県健康づくり協力店制度の普及啓発

時期：通年

方法：飲食店営業許可更新時を利用した説明とチラシ配布、研修会で周知

対象：管内飲食店、食生活改善推進員

実績：健康づくり協力店チラシ 100 部配布

管内協力店 10 店舗（令和 6 年末現在）

## （5）受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とし、平成 30 年 7 月に「健康増進法の一部を改正する法律（改正法）」が公布された。この中で当該施設の管理者が講ずるべき措置等が定められたため、各施設が適切に対応できるよう周知を図った。

また、令和元年 6 月 1 日に施行された「埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度」に基づき、法律上の義務を上回る受動喫煙防止対策を積極的に推進する施設を認証した。

また、令和 7 年 2 月には、秩父神社周辺の観光エリアを中心に 76 店舗の飲食店等への訪問調査・指導を実施し、受動喫煙防止対策への理解を深めた。

### ア 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度による認証件数 令和 6 年度

区 分	施設種別	区分別認証数（件）	
敷地内禁煙	飲食店	39	小計 111
	事業所等	72	
屋内禁煙	飲食店	199	小計 330
	事業所等	131	
合計 認 証 数		440	

### イ 喫煙可能室設置届受理数等（法） 令和 6 年度（単位：件）

届出種別	受理数	台帳上の施設数
届出書	3	70
変更届	0	0
廃止届	5	0

### ウ 喫煙可能室設置届受理数等（条例） 令和 6 年度（単位：件）

届出種別	受理数	台帳上の施設数
届出書	4	76
報告書	3	21

エ 違反疑いのある施設への指導・助言 令和6年度（単位：件）

区分	件数	延べ指導数
通報	1	3
通報以外	9	11

オ 周知啓発活動

実施年月日	内 容	周知数
通 年	<b>【法改正・認証制度等に関する情報の周知・啓発】</b> (1)周知・啓発 ①営業許可更新時（個別窓口対応） ②業態別検便時及び講習会（パンフレットや普及啓発物品の配布） ③理髪協会衛生講習会 ④受動喫煙対策実態調査	対象：管内飲食店 及び施設 飲食店 122 件 配布数 1,734 件 理髪協会員 50 件 飲食店 76 店

(6) 国民健康・栄養調査

国民の栄養状態と栄養と関わりのある健康状態を調査し、健康づくり施策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、健康増進法第10条に基づき令和6年国民健康・栄養調査を実施した。

実施年月日	内 容	調査実施数
10月24日	①調査実施者数 ②歩数計調査 ③食物摂取状況調査 ④身体状況調査 ⑤生活習慣状況調査 ⑥血液検査実施人数	47 人 31 人 43 人 47 人 44 人 12 人

## 2 母子保健

子どもの心の健康問題や育児不安・虐待のリスクがある親への支援をするため、健康相談等を実施した。また、地域における母子保健体制のさらなる向上を目的に連絡会議、研修会、事例検討会の開催及び関係機関への助言等を実施した。

### (1) 相談指導の実施

子どもの心の問題を抱える家庭や虐待のおそれのある親子等に対して、訪問指導、面接相談や電話相談を随時実施した。また、関係機関との連絡調整、助言、関係機関主催の支援会議に出席等を行った。

令和6年度（単位：人）

	妊産婦		乳幼児（含未熟児）		児童・生徒等		その他	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
訪問指導	3	15	1	1	1	1	0	0
面接相談	0	0	0	0	9	9	11	21

◆電話相談等 延 103 人

### (2) 療育医療の給付

結核に罹患し長期の入院を要する児童に対し、治療と教育を併せて行うために学習用品、日用品及び医療を給付している。令和6年度の承認件数は、0件であった。

### (3) 不妊治療費助成事業助成金の支給

令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、埼玉県不妊治療費助成制度は終了となった。

### (4) 子どもの心の健康相談事業の実施

子どもの心の健康問題は複雑で多岐にわたり、保健・医療・福祉・教育などの複数の機関による連携した対応が求められる。子ども達の健全育成を図るため、専門の医師・臨床心理士等による相談や、関係機関との検討会、研修会等を実施した。

#### ア 子どもの心の健康相談

令和6年度

実施回数	月1回（予約制）
相談利用者数	実人数 7人 延人数 9人
相談従事者	医師、臨床心理士・公認心理師、保育士、保健師
相談児童の年齢	内訳：小学生以下4人、中学生2人、高校生以上1人
相談者	内訳：本人家族7人、関係機関の職2人
相談経路	内訳：本人・家族1人、市町村2人、教育関係機関4人
相談内容	行動の問題、心理的問題、家族機能の問題、関係者の対応など

### イ 子どもの心の問題に関する研修会

令和6年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和6年 8月20日	「不登校/気になる子への支援」 講 師：東京未来大学こども心理学部こども心理学科 教授 須田誠氏 参加者：管内母子保健担当者、児童福祉主管課、 特別支援学校、小中学校、こども園 *集合形式・オンライン（Zoom）形式のハイブリット開催	24名

### ウ 小児精神保健医療推進連絡会議

令和6年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和6年 8月20日	テーマ：「不登校/気になる子への支援」 内 容：架空事例を用いたグループ討議等 助言者：東京未来大学こども心理学部こども心理学科 教授 須田誠氏 参加者：管内母子保健担当者、児童福祉主管課、 特別支援学校、中学校、こども園	21名

### (5) 母子保健連絡調整会議等の開催

地域における母子保健体制のさらなる向上を図ることを目的に、保健所別連絡調整会議を開催し、管内の母子保健担当者と地域の課題について協議した。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和6年 5月14日	各市町・保健所における母子保健事業の実施状況情報交換、意見交換	10名
令和6年 10月1日	こども家庭センターサポートプランについて、 妊婦緊急受け入れ事業について 妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費及び宿泊費について 実施状況情報交換・意見交換	13名

### (6) ふれあい親子支援事業の実施

育児不安を抱える家族や虐待のリスクのある家族に対して、適切な養育への動機づけ及び心理的安定を図ることを目的に、個別相談や関係者とのケースカンファレンス、レビューを実施した。

また、児童虐待予防スキルの向上、児童虐待予防のための連携強化を目的に、市町担当者等関係職員を対象とした事例検討会・研修会を実施した。



## イ 研修会

令和6年度

実施年月日	内 容 等	参加者数
令和6年 11月5日	<p>妊娠期から始める支援～支援ニーズの引き出し方～</p> <p>講 師：きむらメンタルクリニック 木村武登氏 カウセリングペア 田熊喜代巳氏</p> <p>参加者：管内母子保健担当者、児童福祉担当者、助産院、福祉事務所</p>	18名

## 3 歯科保健

地域における歯科保健対策として、生涯を通じて歯の健康づくりの推進と保健・医療・福祉と連携した歯科保健事業を推進する。

### (1) 歯科口腔保健連携推進事業

地域における歯科保健関係者、関係機関が連携し、歯科保健事業の在り方を検討することを目的に会議及び研修会を実施した。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 11月21日	<p>秩父保健所管内歯科口腔保健連携会議</p> <p>① 講演「妊娠期・乳幼児期の歯科保健指導について」 講師：秩父郡市歯科医師会 会長 吉田明弘 氏</p> <p>②情報・意見交換</p>	<p>秩父郡市歯科医師会、埼玉県歯科衛生士会、管内市町歯科保健担当者</p> <p>17名</p>

### (2) 歯科疾患実態調査

歯科保健状況の把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に、該当地区の16名に対して調査を実施した。

実施年月日	内容	調査実施人数
令和6年 10月24日	<p>① 歯科疾患実態調査票による調査</p> <p>② 口腔診査</p>	<p>15人</p> <p>14人</p>

#### 4 精神保健福祉

社会生活環境の多様化に伴い、相談内容も複雑化し、多機関での対応が求められる傾向にある。市町及び関係機関と連携しながら、地域精神保健福祉の向上に努めている。

##### (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく申請及び通報の対応状況

令和6年度(単位:件)

区 分	申請・通報件数	措置入院	措置不要	診察不要
一般人からの申請	0	0	0	0
警察官通報	29	9	8	14
検察官通報	6	3	1	0
保護観察所の長の通報	0	0	0	0
矯正施設の長の通報	0	0	0	0
計	35	12	9	14

(精神科救急情報センター対応及び移管分も含む)

##### (2) 精神保健福祉相談

令和6年度(単位:人)

面接相談							電話相談	訪問指導						
実人数	延人数	主な内訳					延人数	実人数	延人数	主な内訳				
		社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物等	思春期	その他				社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物等	思春期	その他
47	115	3	7	3	0	102	271	22	137	0	0	4	0	133

上記表以外に、電子メールでの相談が計2件あった。

##### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりの推進を目的に、平成30年4月から開始した。

###### ア 会議及び研修会

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 5月21日	精神保健福祉業務担当者会議 (1) 改正精神保健福祉法について 報告者: 保健医療部疾病対策課精神保健担当主査 濱谷翼 氏 (2) 各所属からの事業報告	管内関係 機関等 19人

	(3) 保健部門ヒアリング結果について (4) 情報提供	
令和6年 7月9日	支援者向け研修会 ・「保健師、相談支援事業所相談員研修会～傾聴について及び情報の集め方～」 ・「支援者のメンタルヘルス」 講師：特定非営利活動法人 埼玉カウンセリングセンター 代表理事 高倉恵子 氏	管内関係 機関等 22人
令和7年 1月14日	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進研修 ～医療と保健・福祉の連携～ 【第1部】行政説明 「精神保健福祉に関する近年の動向」 精神保健福祉センター地域支援担当主査 吉川圭子 氏 【第2部】演習 「現場でよくある事例から地域づくりを考える」 全体進行 精神保健福祉センター地域支援担当主任 岸田彩 氏 ファシリテーター 医療法人全和会アクセス 施設長 新井康代 氏 SSA アドバイザー 佐藤美奈 氏、新井幸恵 氏 保健所職員 【第3部】まとめ 精神保健福祉センター地域支援担当主査 吉川圭子 氏 他市町の取組 小鹿野町保健課 倉林千恵子 氏	管内関係 機関等 44人
令和7年 2月25日	措置入院者支援会議及び精神障害者地域支援体制構築会議 場所：ハイブリッド開催 議題及び報告者： (1) 秩父地域における措置入院及び退院後支援の状況 報告者：秩父保健所保健予防推進担当職員 (2) つむぎ診療所の現状と課題 報告者：医療法人全和会つむぎ診療所 院長 吉川信一郎 氏 (3) 受入条件が整えば退院可能な精神障害者に対する埼玉県の取組状況について 報告者：障害者福祉推進課障害福祉・自立支援医療担当 主任 田中陽介 氏 (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム市町の協議の場 について (5) 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業の状況について 報告者：医療法人全和会アクセス 施設長 新井康代 氏	管内関係 機関等 31人

#### イ ピアサポーター育成支援

平成 21 年 12 月に発足した秩父当事者会「メンバー」の育成支援を、生活支援センターアクセスと協働して行った。

令和 6 年度

内 容	参加回数	参加者
秩父当事者会メンバー 定例会	8 回	延 67 人

#### ウ ピアサポーター養成講座

令和 6 年度

実施年月日	内 容	参加者
令和 6 年		新規
11 月 13 日	「ピアサポーターの役割について」	実 3 人
11 月 27 日	「自分の体験や思いを話してみよう！聞いてみよう！」	延 15 人
12 月 11 日	「自分の魅力を引き出そう！ ～自分と相手を大切にするためのスキルアップ講座～」	継続
12 月 25 日	「話を聴くってどんな感じ？ ～コミュニケーションの豆知識～」	実 5 人
令和 7 年		延 20 人
1 月 15 日	「自分にできることってなんだろう?!」	

#### (4) ひきこもり相談事業

##### ア 一般相談

ひきこもり状態の本人及び家族を対象に、精神保健福祉相談員及び保健師による相談を随時行った。

##### イ 専門相談

ひきこもり状態の本人及び家族、ひきこもり支援者を対象に、公認心理師による相談を行った。

##### ウ 家族ミーティング

ひきこもり状態の本人への接し方について、グループワーク形式で実施した。

令和 6 年度

一般相談（延人数）			専門相談		家族ミーティング	
訪問	電話	面接	実施回数	延人数	実施回数	延人数
4 人	22 人	11 人	3 回	3 人	6 回	34 人

## エ ひきこもりケースレビュー

ひきこもり事例の相談対応を行う者に対し、それぞれの対応方法を共有することで支援技術の向上を目指すことを目的に、令和6年度から開始した。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 6月3日	講義及びケースレビュー (1) 講義「見立てと家族支援」 ～支援につながりにくい本人を、家族を通して支援する～ 講師：精神保健福祉センター 地域支援担当 主査 吉川圭子 氏 (2) ケースレビュー (3 事例) 助言者：菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池礼子 氏	管内関係 機関等 24人
令和6年 10月30日	ケースレビュー (5 事例) 助言者：菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池礼子 氏	管内関係 機関等 24人
令和7年 2月13日	ケースレビュー (5 事例) 助言者：菊池臨床心理オフィス 臨床心理士・公認心理師 菊池礼子 氏	管内関係 機関等 22人

## (5) 措置入院者退院後支援事業

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、措置入院者の社会復帰の促進等を図ることを目的に、平成30年4月1日から開始した。

### ア 精神障害者支援地域協議会（代表者会議）

地域における措置入院の運用、措置入院者の退院後の支援体制、医療機関及び関係機関の役割分担並びに地域における課題等について検討することを目的に開催した。令和6年度は措置入院者支援会議及び精神障害者地域支援連絡会議として、令和7年2月25日に開催した（(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業 参照）。

### イ 精神障害者支援地域協議会（調整会議）

措置入院者の退院後について、医療その他の関係者と退院後の支援計画を協議し、また、支援の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

令和6年度

支援対象者	回数	参加者
4人	4回	延20人

## (6) 嗜癮問題対策

嗜癮問題の予防及び早期治療のための地域ネットワーク構築を目的に、平成 18 年度から保健・医療・福祉職員、学校教職員、薬物乱用防止指導員、障害者福祉機関職員等を対象にした研修会等を開催している（薬物乱用防止指導員研修会との合同研修として実施）。

実施年月日	内容	参加者
令和 6 年 11 月 15 日(金)	嗜癮問題対策関係者研修会(生活衛生・薬事担当と協働) テーマ：「薬物乱用の実態について」 講師：NPO 法人日本ダルク	管内関係 機関等 29 人

## (7) 他機関との連携

### ア 秩父郡市精神保健福祉会（心和会）

家族同士の交流を図るとともに、精神障害者への理解を深めるため、昭和 49 年に精神障害者の家族を中心に設立された。平成 2 年には心和会が運営主体となって作業所を設立し、平成 18 年に NPO 法人に委譲した。現在は家族会の基本的な機能である「分かち合い」「学びあい」を中心に活動しており、当所ではそのための支援を行っている。

### イ 認知症疾患医療連携協議会

認知症疾患医療連携協議会及びちちぶ圏域認知症初期集中支援チーム検討委員会に委員として参加している。

## (8) 自殺対策

### ア 自死遺族のつどい

平成 24 年度から、自死遺族の支援として、身近な地域で安心して語り合える場を提供している。ファシリテーターは、ゆったりカフェ龍の会を運営する当事者に依頼している。また、平成 30 年度から自主的なつどいも開催している。

令和 6 年度

内 容	実施回数	参加者
語らいのつどい	6 回	延 25 人

### イ 講演会

平成 21 年度から自殺予防に関する普及啓発を目的に実行委員会として行ってきたが、平成 24 年度から「ちちぶ定住自立圏事業」として位置付けられ、当所は委員として参加している。



## 5 感染症対策

感染症の発生予防及びその蔓延防止を目的として、感染症に迅速かつ的確に対応できるよう対策を実施した。

### (1) 感染症（結核を除く）の発生の状況

令和6年度

疾患名	分類	発生件数
腸管出血性大腸菌感染症	三類	4
E型肝炎	四類	4
レジオネラ症	四類	3
梅毒	五類	1

### (2) 社会福祉施設等における感染症の集団発生状況

令和6年度

疾患名	件数
インフルエンザ	3件
胃腸炎	1件
それ以外	19件

### (3) 感染症診査協議会

地方自治法に定める附属機関である。感染症の患者の就業制限・入院勧告・医療費公費負担を定めるにあたり、予め協議会の意見を聴くことが感染症法において定められていることから、委員3名を委嘱し必要な審議を行っている。

令和6年度

開催回数	諮問件数	内 訳 (件)			
		就業制限 (法18条)	入院勧告 (法19、20条)	公費負担 (法37条)	公費負担 (法37条の2)
12	20	7	4	8	7

### (4) 感染症発生動向調査事業について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の患者発生状況、病原体の検索など流行の実態を早期かつ的確に把握するために行っている。

### (5) 新たな感染症の発生・蔓延に備えた対策

新型コロナウイルス感染症への対応から得た知見を基に新たなパンデミックに備えるため、平時から関係機関のネットワーク強化や感染症対応力の向上に努めた。

## ア 会議

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新興感染症の発生を視野に入れた健康危機対処計画が保健所ごとに策定された。新たな感染症パンデミックへの備えが必要とされていることから、関係機関と一層の連携を目指した意見交換の場として開催した。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和7年 1月28日	秩父地区地域看護推進会議・秩父保健所管内市町感染症担当者会議 (1) 情報提供 今後のパンデミックに備えた埼玉県の感染症対策 埼玉県保健医療部感染症対策課 主査 武田真由子 氏 (2) 情報提供 ①今後のパンデミックに備えた秩父保健所の取組み ②管内の感染症発生状況と対応 秩父保健所 保健予防推進担当 (3) 意見交換	病院関係者、市町感染症担当者 25名 (Zoomによるオンライン)

## イ 研修等

高齢者・障害者入所施設等の職員が、感染予防及び発生時に適切な対応ができるよう研修を行った。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 7月22日	令和6年度 高齢者施設等における感染対策研修会 ① 感染症法の改正について 秩父保健所 保健予防推進担当 ② 感染症に関わる介護報酬改定について 秩父福祉事務所 介護保険・施設整備担当 ③ 高齢者施設等における感染対策 ④ 個人用防護具の着脱訓練指導 講師 循環器・呼吸器病センター 感染管理認定看護師 大沢 朗子 氏	会場参加 8名 オンライン参加 29施設 31名

## ウ 訓練

健康危機対処計画に基づき、新興感染症発生時の初動を想定した対応訓練を医療機関の協力を得て実施した。

実施年月日	内 容	協力医療機関
令和7年 2月17日	新型インフルエンザ患者の発生を想定した搬送訓練	秩父市立病院

(6) 性感染症等に関する検査及び相談の実施

性感染症等の相談を随時行い、H I V検査及び梅毒、B型肝炎、C型肝炎、クラミジアの検査を実施した。

令和6年度（単位：人）

性感染症等相談	性感染症等検査				
	H I V	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	クラミジア
84	24	24	26	26	24

(7) 肝炎対策に関する事業の実施

肝炎治療特別促進事業として、C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン及びインターフェロンフリー治療、B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療に関し、保険診療を受けた際の医療費等の一部を公費負担し、早期治療の促進と肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図っている。

また、ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業として、肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者の検査費用の一部を助成し、早期治療に繋げることにより重症化予防を図っている。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業としてB型肝炎またはC型肝炎ウイルスによる肝がんまたは重度肝硬変について医療費の一部助成を行っている。

令和6年度

事業名	内 容	件数
肝炎治療 特別推進事業	C型肝炎インターフェロンフリー治療（再治療を含む）	9件
	B型肝炎核酸アナログ製剤治療（更新を含む）	79件
	B型・C型肝炎インターフェロン治療（2回目を含む）	0件
重症化予防 推進事業	初回精密検査費用助成	0件
	定期検査費用助成	1件
肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業	参加者証交付	2件

## 6 結核対策

診断した医師からの結核発生届に基づき、調査、相談、服薬支援及び服薬終了後の経過観察などにより、予防対策を実施している。

### (1) 結核登録者数の推移

(単位：人)

年次	平成 26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
登録者数	33	23	28	20	14	14	22	16	8	10	14
新登録者数	20	17	13	8	8	11	4	7	2	7	4

注) 登録者数：各年12月31日現在

新登録者数：各年1月1日から12月31日（令和元年は、平成31年1月1日から令和元年12月31日）までの新規登録者  
（平成28年よりLTBI・転症除外者は除く）

### (2) 新規登録者（市町別・活動性分類）

令和6年中（単位：人）

分類		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町	計
活動性結核	肺結核塗抹陽性	1	-	1	-	1	3
	その他の菌陽性	-	-	-	-	-	-
	菌陰性・その他	-	-	-	-	-	-
	肺外結核	1	-	-	-	-	1
総計		2	-	1	-	1	4
別掲	潜在性結核感染症	-	-	1	-	-	1

### (3) 新規登録者（年齢階級別）

令和6年中（単位：人）

	0~9 歳	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	90 代	100歳 ~	計
活動性結核	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	4
潜在性結核感染症	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1

### (4) 管理検診・接触者健康診断の実施

結核登録者で、医学的状況を把握する必要がある者の管理検診と、患者の家族及び接触者に対する接触者健康診断を実施することで、結核の早期発見・早期治療を図った。

#### ア 管理検診結果

令和6年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳		結果
		委託医療機関受診	その他の自己健診	
9	19	5	14	再発者なし

イ 接触者健康診断結果

令和6年度（単位：人）

対象者 実人数	受診者 延人数	延内訳									結果
		保健所	他保健所実施			委託医療機関受診			その他自己 検診		
		IGRA 検査	IGRA 検査	ツ反	胸部 レント ゲン	IGRA 検査	ツ反	胸部 レント ゲン	IGRA 検査	胸部 レント ゲン	
23	31	12	9	2	5	0	0	2	0	1	陽性 1名

(5) 訪問指導・来所相談及び電話相談の実施

結核対策の個別指導として、患者及び家族等への訪問指導及び来所相談、電話相談を随時行った。

また、平成17年度からは埼玉県版DOTS（服薬確認を軸とした患者支援）事業が開始され、すべての新規登録患者への服薬支援を行うとともに、治療完了率の向上に努めている。

令和6年度（単位：人）

相談		訪問指導			
電話	来所	実人数		延人数	
延人数	延人数	(再掲) DOTS		(再掲) DOTS	
334	18	30	28	46	42

## 7 難病対策

指定難病等及び小児慢性特定疾病の診療に係る費用を公費で負担することにより、当該疾患の治療を推進し、医療の確立と普及を促進するとともに、患者とその家族の負担軽減を図ることを目的として実施している。

### (1) 指定難病の医療給付

国が指定する指定難病及び県が指定する特定疾患に罹患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者数合計 779 人]

令和6年度末現在(単位:人)

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	球脊髄性筋萎縮症	1	35	天疱瘡	3
02	筋萎縮性側索硬化症	4	36	表皮水疱症	-
03	脊髄性筋萎縮症	2	37	膿疱性乾癬(汎発型)	1
04	原発性側索硬化症	1	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-
05	進行性核上性麻痺	6	39	中毒性表皮壊死症	-
06	パーキンソン病	79	40	高安動脈炎	6
07	大脳皮質基底核変性症	1	41	巨細胞性動脈炎	3
08	ハンチントン病	1	42	結節性多発動脈炎	1
09	神経有棘赤血球症	-	43	顕微鏡的多発血管炎	15
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	44	多発血管炎性肉芽腫症	1
11	重症筋無力症	25	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4
12	先天性筋無力症候群	-	46	悪性関節リウマチ	1
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	26	47	バージャー病	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	4	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	-
15	封入体筋炎	-	49	全身性エリテマトーデス	60
16	クロー・深瀬症候群	1	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	24
17	多系統萎縮症	10	51	全身性強皮症	37
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	16	52	混合性結合組織病	10
19	ライソゾーム病	3	53	シェーグレン症候群	10
20	副腎白質ジストロフィー	-	54	成人発症スチル病	1
21	ミトコンドリア病	2	55	再発性多発軟骨炎	2
22	もやもや病	16	56	ベーチェット病	16
23	プリオン病	1	57	特発性拡張型心筋症	4
24	亜急性硬化性全脳炎	-	58	肥大型心筋症	1
25	進行性多巣性白質脳症	-	59	拘束型心筋症	-
26	HTLV-1関連脊髄症	1	60	再生不良性貧血	4
27	特発性基底核石灰化症	-	61	自己免疫性溶血性貧血	2
28	全身性アミロイドーシス	4	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2
29	ウルリッヒ病	-	63	特発性血小板減少性紫斑病	24
30	遠位性ミオパチー	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病	-
31	ベスレムミオパチー	-	65	原発性免疫不全症候群	5
32	自己食食空胞性ミオパチー	-	66	IgA腎症	3
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-	67	多発性嚢胞腎	12
34	神経線維腫症	1	68	黄色靱帯骨化症	3

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
69	後縦靱帯骨化症	17	111	先天性ミオパチー	1
70	広範脊柱管狭窄症	5	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	11	113	筋ジストロフィー	9
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	2	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	-	115	遺伝性周期性四肢麻痺	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	116	アトピー性脊髄炎	-
75	クッシング病	-	117	脊髄空洞症	-
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	118	脊髄髄膜瘤	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	119	アイザックス症候群	-
78	下垂体性前葉機能低下症	7	120	遺伝性ジストニア	-
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-	121	脳内鉄沈着神経変性症	-
80	甲状腺ホルモン不応症	-	122	脳表ヘモジデリン沈着症	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	123	H T R A 1 関連脳小血管病	-
82	先天性副腎低形成症	-	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-
83	アジソン病	1	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-
84	サルコイドーシス	22	126	ペリー病	-
85	特発性間質性肺炎	11	127	前頭側頭葉変性症	-
86	肺動脈性肺高血圧症	3	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-
87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	-
88	慢性血栓性肺高血圧症	4	130	先天性無痛無汗症	-
89	リンパ脈管筋腫症	2	131	アレキササンダー病	-
90	網膜色素変性症	14	132	先天性核上性球麻痺	-
91	バッド・キアリ症候群	-	133	メビウス症候群	-
92	特発性門脈圧亢進症	2	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-
93	原発性胆汁性胆管炎	33	135	アイカルディ症候群	-
94	原発性硬化性胆管炎	-	136	片側巨脳症	-
95	自己免疫性肝炎	5	137	限局性皮質異形成	-
96	クローン病	39	138	神経細胞移動異常症	-
97	潰瘍性大腸炎	81	139	先天性大脳白質形成不全症	-
98	好酸球性消化管疾患	-	140	ドラベ症候群	-
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	142	ミオクロニー欠神てんかん	-
101	腸管神経節細胞僅少症	-	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-	144	レノックス・ガストー症候群	-
103	CFC 症候群	-	145	ウエスト症候群	-
104	コステロ症候群	-	146	大田原症候群	-
105	チャージ症候群	-	147	早期ミオクロニー脳症	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-
107	若年性特発性関節炎	1	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-
108	TNF 受容体関連周期性症候群	-	150	環状 20 番染色体症候群	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	151	ラスムッセン脳炎	-
110	ブラウ症候群	-	152	P C D H 1 9 関連症候群	-

疾病 番号	疾患名	受給者	疾病 番号	疾患名	受給者
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	-	198	4p欠失症候群	-
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	199	5p欠失症候群	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
156	レット症候群	-	201	アンジェルマン症候群	-
157	スタージ・ウェーバー症候群	-	202	スミス・マギニス症候群	-
158	結節性硬化症	1	203	22q11.2欠失症候群	-
159	色素性乾皮症	1	204	エマヌエル症候群	-
160	先天性魚鱗癬	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	206	脆弱X症候群	-
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	207	総動脈幹遺残症	-
163	特発性後天性全身性無汗症	1	208	修正大血管転位症	-
164	眼皮膚白皮症	-	209	完全大血管転位症	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	210	単心室症	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	211	左心低形成症候群	-
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	-
168	エーラス・ダンロス症候群	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
169	メンケス病	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	215	ファロー四徴症	-
171	ウィルソン病	2	216	両大血管右室起始症	-
172	低ホスファターゼ症	-	217	エプスタイン病	-
173	VATER症候群	-	218	アルポート症候群	-
174	那須・ハコラ病	-	219	ギャロウェイ・モワト症候群	-
175	ウィーバー症候群	-	220	急速進行性糸球体腎炎	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	1
177	ジュベール症候群関連疾患	-	222	一次性ネフローゼ症候群	11
178	モワット・ウィルソン症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
179	ウィリアムズ症候群	-	224	紫斑病性腎炎	-
180	ATR-X症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
181	クルーゾン症候群	-	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-
182	アペール症候群	-	227	オスラー病	-
183	ファイファー症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	-	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-
185	コフィン・シリス症候群	-	230	肺胞低換気症候群	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	-	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	-
187	歌舞伎症候群	-	232	カーニー複合	-
188	多脾症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
189	無脾症候群	-	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-
190	鰓耳腎症候群	-	235	副甲状腺機能低下症	-
191	ウェルナー症候群	-	236	偽性副甲状腺機能低下症	-
192	コケイン症候群	-	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
193	プラダー・ウィリ症候群	-	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	-
194	ソトス症候群	-	239	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	-
195	スーナン症候群	-	240	フェニルケトン尿症	-
196	ヤング・シンプソン症候群	-	241	高チロシン血症1型	-
197	1p36欠失症候群	-	242	高チロシン血症2型	-

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
243	高チロシン血症3型	-	282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
244	メープルシロップ尿症	-	283	後天性赤芽球癆	-
245	プロピオン酸血症	-	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
246	メチルマロン酸血症	-	285	ファンコニ貧血	-
247	イソ吉草酸血症	-	286	遺伝性鉄芽球性貧血	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	287	エプスタイン症候群	-
249	グルタル酸血症1型	-	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1
250	グルタル酸血症2型	-	289	クロンカイト・カナダ症候群	-
251	尿素サイクル異常症	-	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	292	総排泄腔外反症	-
254	ポルフィリン症	-	293	総排泄腔遺残	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	294	先天性横隔膜ヘルニア	-
256	筋型糖原病	-	295	乳幼児肝巨大血管腫	-
257	肝型糖原病	-	296	胆道閉鎖症	1
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	297	アラジール症候群	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	298	遺伝性膵炎	-
260	シトステロール血症	-	299	嚢胞性線維症	-
261	タンジール病	-	300	IgG4関連疾患	5
262	原発性高カイロミクロン血症	-	301	黄斑ジストロフィー	-
263	脳腫黄色腫症	-	302	レーベル遺伝性視神経症	2
264	無βリポタンパク血症	-	303	アッシュャー症候群	-
265	脂肪萎縮症	-	304	若年発症型両側性感音難聴	-
266	家族性地中海熱	-	305	遅発性内リンパ水腫	-
267	高IgD症候群	-	306	好酸球性副鼻腔炎	7
268	中條・西村症候群	-	307	カナバン病	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	308	進行性白質脳症	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	309	進行性ミオクロウズスてんかん	-
271	強直性脊椎炎	4	310	先天異常症候群	-
272	進行性骨化性線維異形成症	-	311	先天性三尖弁狭窄症	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	312	先天性僧帽弁狭窄症	-
274	骨形成不全症	-	313	先天性肺静脈狭窄症	-
275	タナトフォリック骨異形成症	-	314	左肺動脈右肺動脈起始症	-
276	軟骨無形成症	-	315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	316	カルニチン回路異常症	-
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	-	317	三頭酵素欠損症	-
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	-	318	シトリン欠損症	1
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	-	319	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-

疾病 番号	疾 患 名	受 給 者	疾病 番号	疾 患 名	受 給 者
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	336	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-	337	ホモシスチン尿症	-
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-
324	メチルグルタコン酸尿症	-	339	MECP2重複症候群	-
325	遺伝性自己炎症疾患	-	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症 候群を含む)	-
326	大理石骨病	-	341	TRPV4異常症	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によ るものに限る。)	-	05	◇スモン	1
328	前眼部形成異常	-	18	◇難治性肝炎のうち劇症肝炎	-
329	無虹彩症	-	32	◇重症急性膵炎	-
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭 窄症	-	38	◇プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植 によるクワイフェルト・ヤコブ病に限る。)	-
331	特発性多中心性キャッスルマン病	1	995	◎溶血性貧血	-
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-	996	◎橋本病	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-	997	◎特発性好酸球増多症候群	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	-	999	◎原発性慢性骨髄線維症	-
335	ネフロン癆				

◇特定疾患 ◎県単独疾患

- 注) 1 難病の患者に対する医療等に関する法律として平成27年1月1日から施行  
2 196疾病(111~306)は平成27年7月1日から適用  
3 24疾病(307~330)は平成29年4月1日から適用  
4 1疾病(331)は平成30年4月1日から適用  
5 2疾病(332~333)は令和元年7月1日から適用  
6 5疾病(334~338)は令和3年11月1日から適用  
7 3疾病(339~341)は令和6年4月1日から適用

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病(小児慢性特定疾病)の医療にかかる費用の一部等を助成し、医療費の負担軽減を図る。

[受給者合計 92人]

令和6年度末現在(単位:人)

疾病番号	疾患名	受給者	疾病番号	疾患名	受給者
01	悪性新生物	8	09	血液疾患	3
02	慢性腎疾患	7	10	免疫疾患	-
03	慢性呼吸器疾患	5	11	神経・筋疾患	14
04	慢性心疾患	18	12	慢性消化器疾患	9
05	内分泌疾患	9	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4
06	膠原病	4	14	皮膚疾患	-
07	糖尿病	7	15	骨系統疾患	-
08	先天性代謝異常	3	16	脈管系疾患	1

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症医療の給付

先天性血液凝固因子欠乏症等により患し、認定基準に合致し、原則として治療を必要とする者に医療給付をしている。

[受給者合計 9人]

令和6年度末現在(単位:人)

疾病番号	990000~990010	受給者	9

(4) 相談指導の実施

難病患者等及び家族に対して、申請時等の面接を中心にした相談指導や訪問指導、電話相談を随時行った。

令和6年度

	訪問指導 (実人数)	面接相談		(再掲) 面接の延相談主訴 (件数)									電話相談 (件数)
				申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事・栄養	歯科	その他	
		(実人数)	(延件数)										
指定難病	15	161	161	161	147	4	16	0	0	10	0	46	103
小児慢性	5	30	30	32	41	3	3	0	0	1	0	23	58

### (5) 難病相談事業の実施

難病患者とその家族の療養支援を目的に、交流会や講演会等を実施している。また、難病患者やその家族の相談等に従事する関係機関職員の資質向上を図るため、在宅難病患者支援従事者研修会を実施している。

#### ア 長期療養児教室の開催

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 11月29日  会場参加 オンライン 参加	<p>災害時対策に関する勉強会 「災害時対策における基礎自治体としての市町の役割～その1～」 埼玉県危機管理防災部 災害対策課 災害対策担当 主任 小林 綾 氏</p> <p>「災害時対策における基礎自治体としての市町の役割～その2～」 埼玉県福祉部 高齢者福祉課 総務・高齢企画担当 主査 芦川 香奈美 氏</p> <p>「秩父地域の災害時医療を考える」 埼玉県保健医療部 医療整備課 地域医療対策担当 主幹 宮武 潤平 氏</p>	管内市町 保健・福祉・危機管理担当者 等  30名
令和6年 12月18日  会場参加 オンライン 参加	<p>在宅療養難病患者支援従事者研修会と共催で実施</p> <p>(1) 報告「災害に備え日頃から準備していること」 代読：秩父保健所 担当保健師</p> <p>(2) 停電の基礎知識や在宅医療機器への影響と対策について 講師：東京電力パワーグリッド（株） 熊谷支社 吉田 幸司 氏</p> <p>(3) 在宅人工呼吸器の仕組みや停電時の備えについて 講師：株式会社フィリップス・ジャパン 木村 圭史 氏</p>	管内市町 保健師、訪問看護ステーション職員等  28人

#### イ 難病患者・家族の集い、講演会の開催

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 9月28日  会場参加 オンライン 参加	<p>ALS患者・家族等北部ブロック交流会 (日本ALS協会埼玉県支部、県北部保健所との共催)</p> <p>(1) 講演「笑顔で過ごせるワケ」 講師：日本ALS協会埼玉県支部 支部長 中村 秀之 氏</p> <p>(2) 交流会</p>	ALS患者・家族、関係機関職員 等  33人

## ウ 在宅難病患者支援従事者研修会

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 5月20日  集合研修	在宅療養難病患者支援従事者研修会  (1) 埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける医療機能及び相談体制について  ① 埼玉県立総合リハビリテーションの医療機能について 講師：埼玉県立総合リハビリテーションセンター長 市川 忠 氏  ② 高次脳機能障害者支援センターについて 講師：埼玉県高次脳機能障害者支援センター 福祉局支援部サービス調整担当 主事 小松 友佳 氏	管内市町 保健師  29人
令和6年 12月18日  会場参加 オンライン 参加	在宅療養難病患者支援従事者研修会  (1) 報告「災害に備え日頃から準備していること」 代読：秩父保健所 担当保健師  (2) 停電の基礎知識や在宅医療機器への影響と対策について 講師：東京電力パワーグリッド(株) 熊谷支社 吉田 幸司 氏  (3) 在宅人工呼吸器の仕組みや停電時の備えについて 講師：株式会社フィリップス・ジャパン 木村 圭史 氏	管内市町 保健師、訪 問看護ス テーショ ン職員等  28人

### (6) 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会

難病法第32条に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り難病患者への支援体制に関する課題について情報共有し強化を図るために、平成29年度から設置されている。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者
令和6年 12月18日	(1) 秩父保健医療圏における難病対策事業報告及び取り組み状況  (2) 秩父保健所管内の災害対策への取り組み状況	委員 7人

## 8 原子爆弾被爆者対策

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、広島、長崎において被爆した者に原子爆弾被爆者健康手帳を交付し、手帳所持者には、必要な医療費を給付している。

令和6年度

原子爆弾被爆者等健康手帳所持者数	3人
------------------	----

## 9 保健師人材育成

### (1) 県・市町村保健師連絡調整会議地域別会議(地域別会議)

保健師の現任教育体制の整備・充実を図ることを目的に管内市町及び当保健所における保健師人材育成担当者による会議を開催した。管内の保健師人材育成の状況や地域の健康課題等を把握するとともに、現任教育計画を作成し保健師育成の充実に努めた。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和6年 5月27日	(1) 統括保健師の設置状況に関する情報交換 (2) ヒアリング結果をふまえた今年度事業等について	7名
令和7年 3月19日	(1) 管理期保健師研修及び県・市町村保健師連絡調整会議(全体会議)の伝達 (2) 小規模町村における人材育成に関する情報交換	7名

### (2) 秩父地域保健師会

管内では、保健師が互いに学び合い専門性を磨く場として昭和38年度から「秩父保健師業務研究会」を開始した。その後、管内市町及び保健所保健師を会員とする「秩父地域保健師会」を平成29年度に発足し、業務研究会はその部会の位置づけとなった。

令和2年度に「秩父地域保健師会」及び「秩父保健師業務研究会」のあり方をさらに検討し、市町と保健所が協働した研鑽の場として一層機能するために、毎年テーマを設けワーキングメンバーによる会議や研修会等を行う方針とし会則を改正した。

令和6年度は、下記のとおり役員会・ワーキング会議及び研修会を行った。

令和6年度

実施年月日	内 容	参加者数
令和6年 4月15日	役員会 ・ 事業計画の検討 ・ 総会準備	14人
5月20日	研修会 「埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける医療機能および相談体制」 講師 埼玉県総合リハビリテーションセンター長 及び高次脳機能障害支援センター職員	31人
6月17日	役員会及びワーキング会議① ・ 災害時の受援に係る地域特性マップの作成	12人
9月9日	役員会及びワーキング会議② ・ 災害時の受援に係る地域特性マップの作成	12人

令和7年 1月20日	役員会及びワーキング会議③ ・災害時の受援に係る地域特性マップの作成	11人
3月17日	役員会 ・今年度の反省と次年度計画	12人

## 10 秩父地区地域看護推進会議

平成26年度まで北部3保健所輪番で年1回開催してきた「北部地区地域看護推進会議」を、平成27年度からは各保健所で開催することになった。当所では、管内病院の看護部長相当職及び保健所・市町の統括的立場にある保健師間の連携を目的に開催してきた。

令和5年度からは秩父保健所管内市町感染症担当者会議・秩父地区地域看護推進会議の合同開催として実施し、新たな感染症パンデミックに備えた連携体制の維持・強化に努めている。

### Ⅲ 生活衛生・薬事担当

#### 1 医薬品、血液等の安全確保

##### (1) 薬務関係施設数及び立入検査数

医薬品や毒物劇物等による健康上の危害を防止するため、関係する販売業・製造業等の許可・登録関係事務と施設の監視指導を行っている。

令和6年度

	立入検査回数	施設数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
薬局	23	50	34	2	6	4	4
店舗販売業	4	26	15	2	3	2	4
卸売販売業	2	3	2	1	-	-	-
特例販売業	0	2	2	-	-	-	-
高度管理医療機器販売業	15	55	39	3	5	4	4
高度管理医療機器貸与業	2	22	18	1	-	1	2
管理医療機器販売業	2	189	124	12	25	10	18
管理医療機器貸与業	1	18	15	1	1	-	1
薬局製剤製造販売業	1	1	-	-	1	-	-
薬局製剤製造業	1	1	-	-	1	-	-
毒物劇物製造業	0	2	2	-	-	-	-
毒物劇物輸入業	0	1	1	-	-	-	-
毒物劇物一般販売業	7	23	15	1	5	1	1
毒物劇物農業用品目販売業	1	9	5	-	2	-	2
毒物劇物特定品目販売業	0	-	-	-	-	-	-
電気めっき業	0	3	2	-	-	-	1
計	59	405	274	23	49	22	37

## (2) 麻薬・覚醒剤関係業務

麻薬等に関する申請、届出の受理や監視指導を行っている。

### 〔麻薬取扱者数・施設数及び立入検査数〕

令和6年度

麻薬施用者	医 師 93	歯科医師 1	獣医師 5
麻薬管理者	医 師 9	薬剤師 6	
麻薬小売業者	35(9)		
麻薬卸売業者	-(-)		
麻薬診療施設	病 院 7(12)	診療所 29(2)	歯科診療所 1(0) 飼育動物診療施設5(0)
麻薬研究者	1(0)		

注) ( ) 内は令和6年度の立入件数

## (3) 大麻・けし

令和6年度不正大麻・けし撲滅運動(5月1日から6月30日)期間中に秩父市(4か所)427本、皆野町(3か所)50本、長瀬町(1か所)3本、小鹿野町(5か所)22本、計502本(13か所)のけしを除去した。

これらのけしは、巡回や通報により発見されたが、いずれも栽培してはいけないものとは知らずに栽培していたものや自生したものだ。

## (4) 薬物乱用防止事業

埼玉県では、平成4年度末に医療圏ごとに地区覚せい剤乱用防止推進員協議会(県内10か所)を設置することとし、秩父郡市(東秩父村を除く。)には埼玉県秩父地区覚せい剤乱用防止推進員協議会を設置した。平成22年に埼玉県秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会と改称し、青少年等を対象に啓発キャンペーンを実施するほか小学校・中学校等での薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員を講師として派遣(計3回)するなどして、薬物乱用防止の啓発に努めている。

## (5) 献血推進事業

献血による血液製剤の国内自給の推進のため、国が策定する毎年度の献血確保目標量に応じ、各市町村の人口などを基に目標を定め、その達成に努めている。

### 〔管内の献血実施状況〕

令和6年度

市町名	献血受付者数	目標数	達成率(%)
秩父市	2,541	2,584	98.3
横瀬町	256	194	132.0
皆野町	207	169	122.5
長瀬町	196	146	134.2
小鹿野町	388	255	152.2
合 計	3,588	3,348	107.2

## (6) 温 泉

秩父地域は地理的に恵まれ、令和7年3月31日現在24か所の源泉があり、温泉利用施設は45施設ある。

## 2 食品の安全性の確保

食品営業許可、届出受理の他、営業施設の監視指導、食品に関する衛生教育、食中毒発生時の調査等を行っている。

なお、令和3年6月1日から改正食品衛生法が施行されたため、旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下、旧法とする。）と改正食品衛生法（以下、改正法とする。）に分けて数を計上する。

### (1) 業種別食品営業施設数

ア 旧法に基づく営業許可施設数

令和7年3月31日現在

業 種	施設数
総 数	832
飲食店営業	455
喫茶店営業	36
菓子製造業	75
アイスクリーム類製造業	1
乳製品製造業	2
乳類販売業	50
食肉処理業	8
食肉販売業	41
魚介類販売業	23
食品の冷凍又は冷蔵業	1
清涼飲料水製造業	3
氷雪製造業	1
みそ製造業	5
醤油製造業	1
ソース類製造業	1
酒類製造業	4
豆腐製造業	4
めん類製造業	9
そうざい製造業	11
缶詰又は瓶詰食品製造業	3
添加物製造業	3
こんにやく類製造業	3

業 種	施設数
つけ物製造業	2
魚介類加工業	1
食料品販売業	87
行商	2

イ 改正法に基づく営業許可施設数

令和7年3月31日現在

業 種	施設数	許可件数	
		新規	継続
総 数	1201	105	150
飲食店営業	880	87	102
調理機能を有する 自動販売機	1	0	0
食肉販売業	34	2	8
魚介類販売業	13	1	5
魚介類競り売り営業	0	0	0
集乳業	0	0	0
乳処理業	1	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0
食肉処理業	8	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0
菓子製造業	106	4	13
アイスクリーム製造業	4	0	0
乳製品製造業	3	0	0
清涼飲料水製造業	6	0	1
食肉製品製造業	4	1	0
水産製品製造業	1	0	0
氷雪製造業	0	0	0
液卵製造	0	0	0
食用油脂製造業	1	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	8	0	1
酒類製造業	11	1	2
豆腐製造業	11	0	1
納豆製造業	0	0	0
麺類製造業	30	1	6
そうざい製造業	46	5	5
複合型そうざい製造業	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	0

業 種	施設数	許可件数	
		新規	継続
複合型冷凍食品製造業	0	0	0
漬物製造業	22	2	6
密封包装食品製造業	3	0	0
食品の小分け業	2	0	0
添加物製造業	4	0	0

ウ 改正法に基づく営業届出施設数

令和7年3月31日現在

業 種	施設数
総 数	728
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	7
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	28
乳類販売業	50
氷雪販売業	4
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	35
弁当販売業	6
野菜果物販売業	25
米穀類販売業	6
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	36
百貨店、総合スーパー	65
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）	63
その他の食料・飲料販売業	186
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2
いわゆる健康食品の製造・加工業	2
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	13
農産保存食料品製造・加工業	19
調味料製造・加工業	14
糖類製造・加工業	0
精穀・製粉業	8
製茶業	6
海藻製造・加工業	0
卵選別包装業	0

業 種	施設数
その他の食料品製造・加工業	84
行商	5
集団給食施設	53
器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1
その他	10

(2) 食中毒の発生状況

令和6年度中に管内施設を原因とする食中毒の発生はなかった。

(3) 監視指導等実施状況

令和6年度秩父保健所監視指導計画に基づき、営業許可継続調査時等に255施設を対象として監視指導を行った。

(4) 衛生講習会等実施状況

令和6年度

対 象 者	実施回数	参加者
食品営業者、給食従事者	6回	200人
一般県民等	1回	30人

### 3 生活環境の確保

#### (1) 衛生的な生活環境の確保

##### ア 環境衛生営業施設

不特定多数の人々が利用する施設であって、衛生上の危害を防止するため施設の整備と衛生管理が必要とされる環境衛生関係営業については、許可（旅館、公衆浴場、興行場等）、あるいは確認（理容所、美容所、クリーニング所）を行うとともに、衛生監視指導等も実施している。

令和7年3月31日現在

区 分	総 数	理容所	美容所	クリーニング所	旅 館	公衆浴場	興行場
総 数	638	103	253	56(33)	171	51	4
秩父市	411	70	176	31(18)	97	33	4
横瀬町	40	5	15	5( 3)	12	3	-
皆野町	56	8	19	7( 5)	16	6	-
長瀬町	57	4	17	5( 2)	29	2	-
小鹿野町	74	16	26	8( 5)	17	7	-
監視指導数	156	47	38	9( 5)	40	21	1

注) ( ) 内は取次所を再掲

##### イ その他の環境衛生施設

令和6年度

区 分	特定建築物	プー ル	
		公 営	民 営
総 数	20	2	1
秩父市	16	1	1
横瀬町	-	-	-
皆野町	1	1	-
長瀬町	2	-	-
小鹿野町	1	-	-
監視指導数	-	3	

## (2) 動物の適正な飼育管理

### ア 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病は、日本を含む一部の国を除いた大部分の国々で発生しており、各国との交流が深まるにつれて、海外から国内に狂犬病ウイルスが侵入する危険性が增大している。万一、狂犬病ウイルスが国内に侵入した場合に備えて、飼い犬に狂犬病ワクチンの注射を義務づけるとともに、飼い犬の登録制度を実施している。

令和6年度

区分	総数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
登録頭数	5,020	3,252	404	477	324	563
注射頭数	3,528	2,258	344	307	264	355

### イ 犬による苦情等処理件数

犬による苦情や相談に応じ、野犬等の捕獲や飼い主に対する指導などを行い、苦情を処理するとともに正しい犬の飼い方の普及啓発を図っている。

令和6年度

区分	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い取締依頼	咬傷事件
件数	85	15	3	5

### ウ 犬の捕獲・引取り状況

狂犬病予防及び咬傷等の危害を防止するため、捕獲用器具等による野犬等の捕獲を実施するとともに、飼うことのできなくなった犬について引取りを行っている。

捕獲された犬は、大部分が飼い主に捨てられた犬あるいは飼い主宅から迷い出た犬と推定されるが、犬鑑札が首輪に装着されていないため飼い主が判明しないことが多い。

犬の引取りを希望する人に対しては、飼養を継続するよう指導し、やむを得ない場合に限り引取りを行っている。

令和6年度

収容犬頭数	内 訳			処分犬頭数	内 訳			
	捕獲数	引取数	前年度繰越数		センター送致数	返還数	保健所処分数	次年度繰越数
22	19	3	-	22	11	11	-	0

### エ 狂犬病予防協会

管内の埼玉県獣医師会所属獣医師、管内市町及び保健所の狂犬病予防事務担当職員で構成され、狂犬病予防注射及び犬の登録等を円滑に実施するための調整等を行っている。

### (3) 水道普及状況

管内の水道普及率は98.3%に達しているが、県全体の普及率99.8%に比較してやや低い。

令和5年度

	人 口	総 数	上水道	簡易水道	給水人口	普及率 (%)	専用水道・自家用水道等
総 数	88,748	1	1	-	87,211	98.3	20
秩父市	56,156	1	*1	-	55,987	99.7	7
横瀬町	7,537	(1)	*(1)	-	7,498	99.5	-
皆野町	8,798	(1)	*(1)	-	7,946	90.3	12
長瀬町	6,372	(1)	*(1)	-	6,014	94.4	-
小鹿野町	9,885	(1)	*(1)	-	9,766	98.8	1

注) \*は秩父広域市町村圏組合の水道事業による。( )内は、秩父広域市町村圏組合(所在地: 秩父市)から給水を受けている数を内数で記載。

秩父広域市町村圏組合: 秩父地域の1市4町で設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)

人口: 令和2年国勢調査に基づく令和6年4月1日現在の推計人口(埼玉県総務部統計課資料)

### (4) 水質検査

#### ア 水質検査内訳

令和6年度

		総 数	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
総 数		22 (11)	12 (6)	2 (1)	6 (3)	1 (1)	1 (0)
飲 料 水	水 道 水	上 水 道	2 (0)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)
		簡易専用水道	1 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	- (-)
		その他の水道	2 (0)	- (-)	- (-)	2 (0)	- (-)
	井戸水等		17 (11)	10 (6)	2 (1)	3 (3)	1 (1)

注) ( )内は不適件数

## イ 井戸水の検査内容内訳

井戸水等では不適率が 64.7%となっており、細菌検査の不適率が高い。

令和 6 年度

井戸水等	検体数	不適数	内 訳	理化学検査不適	細菌検査不適
	17	11		3(3)	11(3)

理化学検査項目：アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、臭気、味、色度、濁度、pH 値、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、残留塩素

細菌検査項目：一般細菌、大腸菌

注）（ ）内は理化学検査、細菌検査ともに不適な検体数

## (5) 特定動物の飼養又は保管の許可

危険性の高い動物の飼育は、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条の規定に基づき許可制になっており、管理状況については立入検査を行っている。

令和 6 年度

獣種	許可施設数	飼養頭数	所在地
ニホンザル	3	118	長瀬町
メガネカイマン	1	1	秩父市

## (6) 動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条の規定に基づき登録制になっており、登録とそれに伴う立入調査を行っている。

令和 6 年度

	総施設数	業種別登録数					
		販売	保管	貸出	訓練	展示	計
総数	37	20	17	0	5	8	50
秩父市	25	16	12	-	2	5	35
横瀬町	1	-	1	-	-	-	1
皆野町	3	2	1	-	-	-	3
長瀬町	3	1	1	-	-	1	3
小鹿野町	5	1	2	0	3	2	8

注）1 施設で複数業種の登録をしている場合がある。業種別登録数は延数となっており、総施設数とは必ずしも一致しない。



## 第4 衛生統計資料

### 1 人口

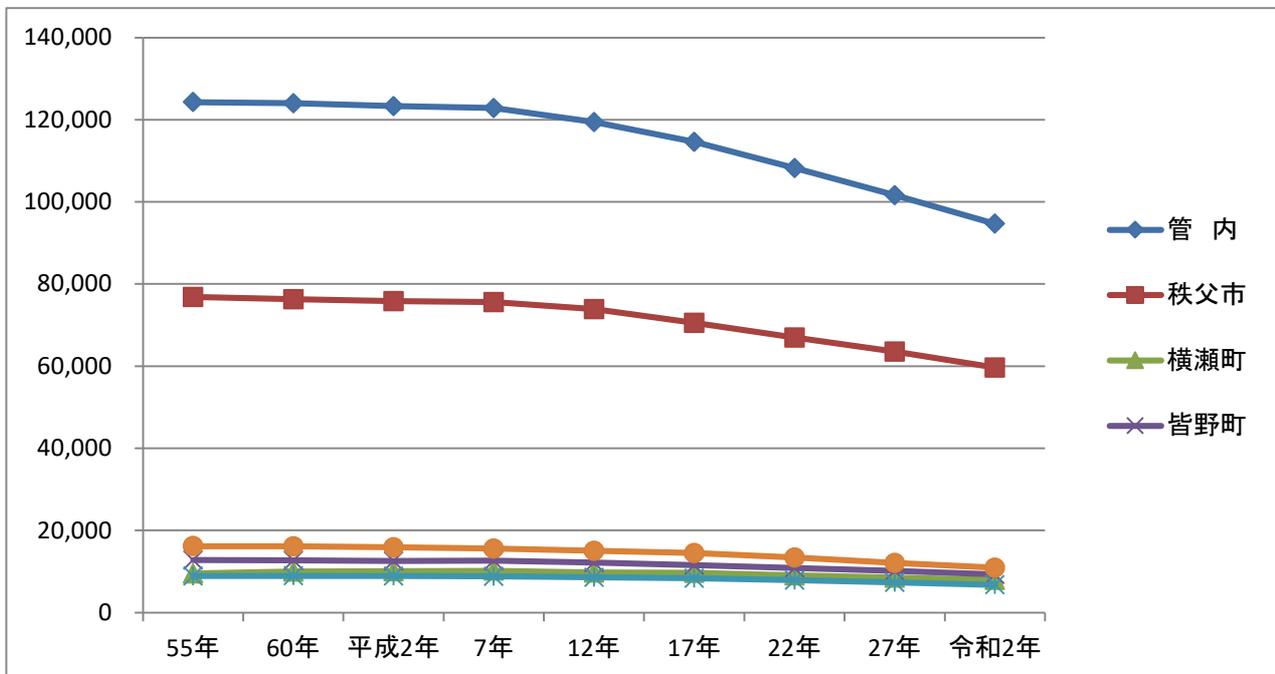
#### (1) 管内人口の年次推移

(単位:人)

	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
埼玉県	5,420,480	5,863,678	6,405,319	6,759,311	6,938,006	7,054,243	7,194,556	7,266,534	7,344,765
管内	124,301	124,052	123,314	122,851	119,477	114,596	108,226	101,648	94,690
秩父市	76,875	76,275	75,845	75,618	73,875	70,563	66,955	63,555	59,674
横瀬町	9,511	9,989	10,073	10,194	9,782	9,684	9,039	8,519	7,979
皆野町	12,817	12,707	12,571	12,602	12,199	11,518	10,888	10,133	9,302
長瀬町	8,908	8,963	8,906	8,809	8,560	8,352	7,908	7,324	6,807
小鹿野町	16,190	16,118	15,919	15,628	15,061	14,479	13,436	12,117	10,928

\* 各年10月1日・国勢調査人口(総務省統計局)

\* 平成12年まで(市町村合併前)の秩父市及び小鹿野町の人口には、現在の行政区域に合わせ、吉田町・大滝村・荒川村(現秩父市)及び両神村(現小鹿野町)の人口を計上している。



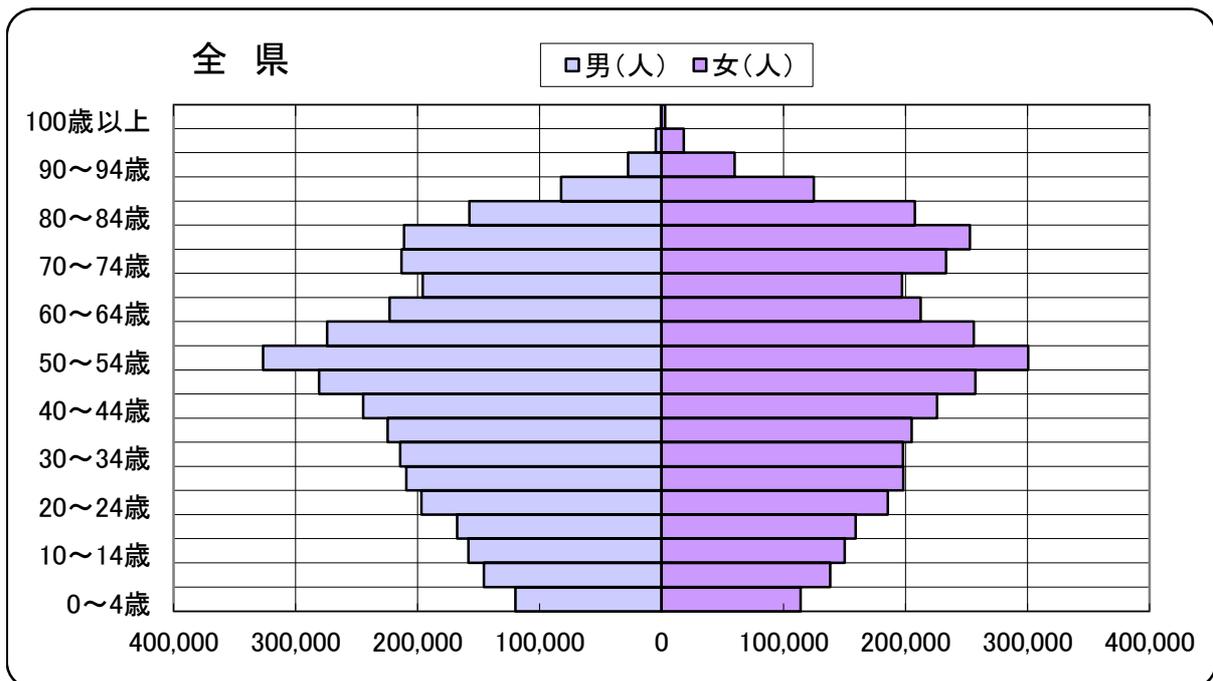
(2) 人口〔年齢階級別・男女別・埼玉県・管内〕

〔埼玉県〕

令和7年1月1日現在

年齢階級	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	7,374,298	100.0%	3,677,267	49.9%	3,697,031	50.1%
0～4歳	233,789	3.2%	119,859	1.6%	113,930	1.5%
5～9歳	284,104	3.9%	145,717	2.0%	138,387	1.9%
10～14歳	308,425	4.2%	158,242	2.1%	150,183	2.0%
15～19歳	326,760	4.4%	167,545	2.3%	159,215	2.2%
20～24歳	382,488	5.2%	196,896	2.7%	185,592	2.5%
25～29歳	407,408	5.5%	209,297	2.8%	198,111	2.7%
30～34歳	412,108	5.6%	214,280	2.9%	197,828	2.7%
35～39歳	429,546	5.8%	224,434	3.0%	205,112	2.8%
40～44歳	470,452	6.4%	244,522	3.3%	225,930	3.1%
45～49歳	538,042	7.3%	280,811	3.8%	257,231	3.5%
50～54歳	627,141	8.5%	326,683	4.4%	300,458	4.1%
55～59歳	530,200	7.2%	274,155	3.7%	256,045	3.5%
60～64歳	435,314	5.9%	222,854	3.0%	212,460	2.9%
65～69歳	392,690	5.3%	195,652	2.7%	197,038	2.7%
70～74歳	446,448	6.1%	213,174	2.9%	233,274	3.2%
75～79歳	463,736	6.3%	210,972	2.9%	252,764	3.4%
80～84歳	365,043	5.0%	157,414	2.1%	207,629	2.8%
85～89歳	207,020	2.8%	82,153	1.1%	124,867	1.7%
90～94歳	87,361	1.2%	27,462	0.4%	59,899	0.8%
95～99歳	22,860	0.3%	4,739	0.1%	18,121	0.2%
100歳以上	3,363	0.0%	406	0.0%	2,957	0.0%
(0～14歳)	826,318	11.2%	423,818	5.7%	402,500	5.5%
(15～64歳)	4,559,459	61.8%	2,361,477	32.0%	2,197,982	29.8%
(65歳以上)	1,988,521	27.0%	891,972	12.1%	1,096,549	14.9%
(75歳以上)	1,149,383	15.6%	483,146	6.6%	666,237	9.0%

\* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

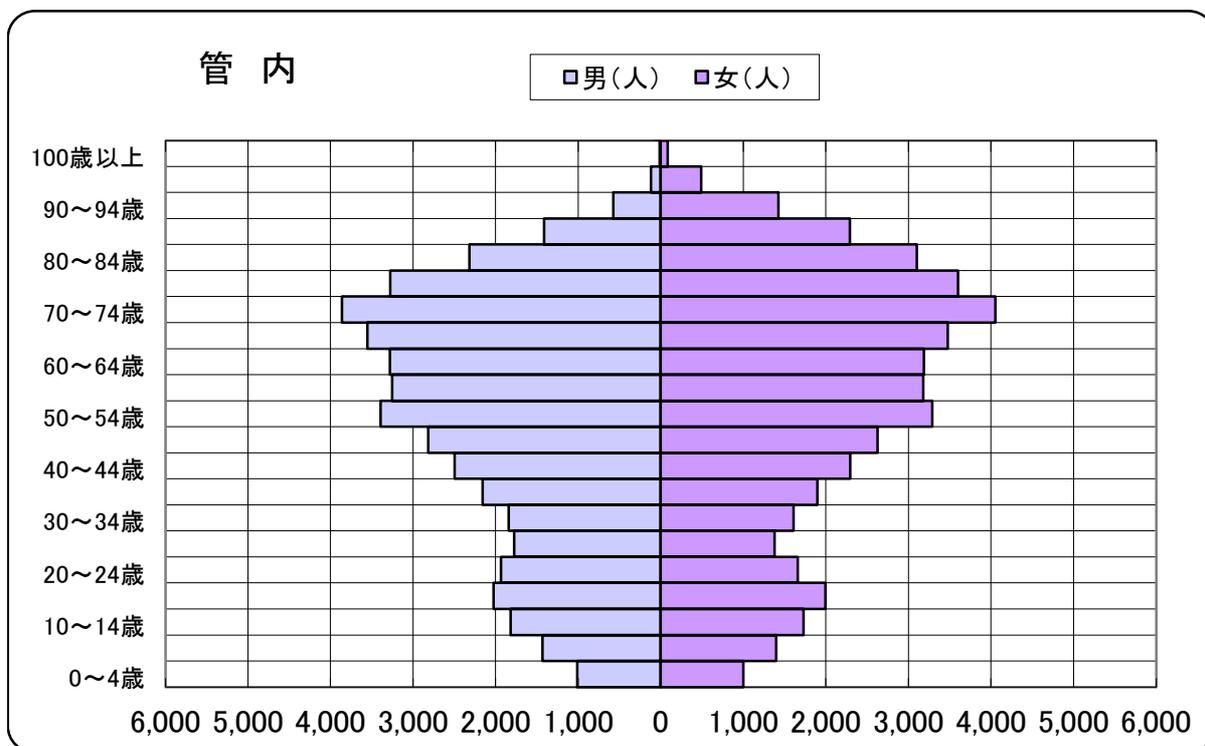


〔管内〕

令和7年1月1日現在

年齢階級	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	90,119	100.0%	44,366	49.2%	45,753	50.8%
0～4歳	2,011	2.2%	1,011	1.1%	1,000	1.1%
5～9歳	2,831	3.1%	1,434	1.6%	1,397	1.6%
10～14歳	3,548	3.9%	1,818	2.0%	1,730	1.9%
15～19歳	4,021	4.5%	2,027	2.2%	1,994	2.2%
20～24歳	3,593	4.0%	1,934	2.1%	1,659	1.8%
25～29歳	3,157	3.5%	1,777	2.0%	1,380	1.5%
30～34歳	3,449	3.8%	1,842	2.0%	1,607	1.8%
35～39歳	4,054	4.5%	2,156	2.4%	1,898	2.1%
40～44歳	4,791	5.3%	2,498	2.8%	2,293	2.5%
45～49歳	5,445	6.0%	2,818	3.1%	2,627	2.9%
50～54歳	6,680	7.4%	3,393	3.8%	3,287	3.6%
55～59歳	6,434	7.1%	3,254	3.6%	3,180	3.5%
60～64歳	6,465	7.2%	3,279	3.6%	3,186	3.5%
65～69歳	7,026	7.8%	3,552	3.9%	3,474	3.9%
70～74歳	7,912	8.8%	3,860	4.3%	4,052	4.5%
75～79歳	6,876	7.6%	3,277	3.6%	3,599	4.0%
80～84歳	5,421	6.0%	2,318	2.6%	3,103	3.4%
85～89歳	3,704	4.1%	1,414	1.6%	2,290	2.5%
90～94歳	1,997	2.2%	573	0.6%	1,424	1.6%
95～99歳	607	0.7%	117	0.1%	490	0.5%
100歳以上	97	0.1%	14	0.0%	83	0.1%
(0～14歳)	8,390	9.3%	4,263	4.7%	4,127	4.6%
(15～64歳)	48,089	53.4%	24,978	27.7%	23,111	25.6%
(65歳以上)	33,640	37.3%	15,125	16.8%	18,515	20.5%
(75歳以上)	18,702	20.8%	7,713	8.6%	10,989	12.2%

\* 埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)



## (3) 人口〔年齢階級別・男女別・市町別〕

年齢階級	秩父市				横瀬町				皆野町			
	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
総数	57,212	100.0%	28,023	29,189	7,601	100.0%	3,772	3,829	8,878	100.0%	4,419	4,459
0～4歳	1,425	2.5%	711	714	189	2.5%	105	84	167	1.9%	88	79
5～9歳	1,935	3.4%	990	945	262	3.4%	121	141	255	2.9%	128	127
10～14歳	2,302	4.0%	1,174	1,128	286	3.8%	143	143	348	3.9%	187	161
15～19歳	2,576	4.5%	1,288	1,288	343	4.5%	180	163	383	4.3%	200	183
20～24歳	2,278	4.0%	1,221	1,057	326	4.3%	166	160	353	4.0%	181	172
25～29歳	2,136	3.7%	1,165	971	271	3.6%	158	113	310	3.5%	177	133
30～34歳	2,405	4.2%	1,242	1,163	283	3.7%	165	118	274	3.1%	160	114
35～39歳	2,670	4.7%	1,428	1,242	366	4.8%	204	162	371	4.2%	200	171
40～44歳	3,130	5.5%	1,605	1,525	409	5.4%	208	201	459	5.2%	257	202
45～49歳	3,432	6.0%	1,800	1,632	438	5.8%	217	221	547	6.2%	269	278
50～54歳	4,260	7.4%	2,148	2,112	551	7.2%	276	275	682	7.7%	349	333
55～59歳	4,149	7.3%	2,077	2,072	587	7.7%	306	281	565	6.4%	281	284
60～64歳	4,096	7.2%	2,087	2,009	564	7.4%	283	281	584	6.6%	299	285
65～69歳	4,320	7.6%	2,199	2,121	567	7.5%	281	286	694	7.8%	347	347
70～74歳	4,720	8.3%	2,288	2,432	654	8.6%	327	327	882	9.9%	428	454
75～79歳	4,164	7.3%	1,925	2,239	547	7.2%	268	279	772	8.7%	396	376
80～84歳	3,295	5.8%	1,379	1,916	447	5.9%	190	257	555	6.3%	246	309
85～89歳	2,288	4.0%	867	1,421	307	4.0%	113	194	388	4.4%	148	240
90～94歳	1,208	2.1%	348	860	144	1.9%	50	94	222	2.5%	63	159
95～99歳	367	0.6%	73	294	48	0.6%	11	37	56	0.6%	13	43
100歳以上	56	0.1%	8	48	12	0.2%	0	12	11	0.1%	2	9
(0～14歳)	5,662	9.9%	2,875	2,787	737	9.7%	369	368	770	8.7%	403	367
(15～64歳)	31,132	54.4%	16,061	15,071	4,138	54.4%	2,163	1,975	4,528	51.0%	2,373	2,155
(65歳以上)	20,418	35.7%	9,087	11,331	2,726	35.9%	1,240	1,486	3,580	40.3%	1,643	1,937
(75歳以上)	11,378	19.9%	4,600	6,778	1,505	19.8%	632	873	2,004	22.6%	868	1,136

\*埼玉県町(丁)字別人口調査(埼玉県総務部統計課)

令和7年1月1日現在

長瀬町				小鹿野町			
総数(人)	構成比	男(人)	女(人)	総数(人)	構成比	男(人)	女(人)
6,367	100.0%	3,147	3,220	10,061	100.0%	5,005	5,056
100	1.6%	60	40	130	1.3%	47	83
166	2.6%	80	86	213	2.1%	115	98
243	3.8%	133	110	369	3.7%	181	188
242	3.8%	114	128	477	4.7%	245	232
258	4.1%	145	113	378	3.8%	221	157
184	2.9%	117	67	256	2.5%	160	96
196	3.1%	107	89	291	2.9%	168	123
244	3.8%	126	118	403	4.0%	198	205
284	4.5%	155	129	509	5.1%	273	236
413	6.5%	208	205	615	6.1%	324	291
495	7.8%	252	243	692	6.9%	368	324
452	7.1%	229	223	681	6.8%	361	320
471	7.4%	233	238	750	7.5%	377	373
525	8.2%	261	264	920	9.1%	464	456
567	8.9%	283	284	1,089	10.8%	534	555
570	9.0%	266	304	823	8.2%	422	401
501	7.9%	218	283	623	6.2%	285	338
273	4.3%	117	156	448	4.5%	169	279
138	2.2%	32	106	285	2.8%	80	205
38	0.6%	8	30	98	1.0%	12	86
7	0.1%	3	4	11	0.1%	1	10
509	8.0%	273	236	712	7.1%	343	369
3,239	50.9%	1,686	1,553	5,052	50.2%	2,695	2,357
2,619	41.1%	1,188	1,431	4,297	42.7%	1,967	2,330
1,527	24.0%	644	883	2,288	22.7%	969	1,319

## 2 人口動態

### <人口動態調査について>

#### a. 目的

我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### b. 調査の対象

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

#### c. 調査の時期

調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで

#### d. 調査の方法

市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。

保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。

都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。

### <比率の解説>

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	$\frac{\text{1年間の事件数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
自然増減率	=	$\frac{\text{1年間の自然増減数(出生数-死亡数)}}{\text{10月1日の人口}}$	× 1,000
乳児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の乳児(出生1年未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の新生児(生後4週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死産率(総数・自然・人工)	=	$\frac{\text{1年間の死産数(妊娠満12週以後)}}{\text{1年間の出産数(出生+死産)}}$	× 1,000
周産期死亡率	=	$\frac{\text{妊娠満22週以後の死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
妊娠満22週以後の死産率 (後期死産率)	=	$\frac{\text{1年間の妊娠満22週以後の死産数}}{\text{1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)}}$	× 1,000
早期新生児死亡率	=	$\frac{\text{1年間の早期新生児(生後1週未満)死亡数}}{\text{1年間の出生数}}$	× 1,000
死因別死亡率	=	$\frac{\text{1年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日の人口}}$	× 100,000
合計特殊出生率	=	$\left[ \frac{\text{1年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日の年齢別女性人口}} \right]$	* 15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出する時は5倍する)

### <比率算出に用いた人口>

#### ○ 全国・埼玉県

総務省統計局「人口推計(各年10月1日現在)」の日本人人口

※埼玉県の人口は、厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値

#### ○ 市町

県総務部統計課「埼玉県推計人口(各年10月1日現在)」(総人口)

## (1) 人口動態総覧

〔令和5年確定〕

区 分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		121,193,394	7,113,000	89,761	56,810	7,608	8,860	6,459	10,024
出 生	率 (人口千対)	6.0	5.9	4.1	4.5	5.3	3.4	2.6	2.0
	数	727,288	42,108	365	258	40	30	17	20
	男	372,603	21,553	194	141	26	15	9	3
	女	354,685	20,555	171	117	14	15	8	17
死 亡	率 (人口千対)	13.0	11.8	18.8	17.6	20.0	17.8	23.2	22.1
	数	1,576,016	83,597	1,684	1,002	152	158	150	222
	男	802,536	45,348	847	503	78	81	74	111
	女	773,480	38,249	837	499	74	77	76	111
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.8	1.6	2.7	3.9	-	-	-	-
	数	1,326	69	1	1	-	-	-	-
新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.8	0.8	2.7	3.9	-	-	-	-
	数	600	35	1	1	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-7.0	-5.8	-14.7	-13.1	-14.7	-14.4	-20.6	-20.2
	数	-848,728	-41,489	-1,319	-744	-112	-128	-133	-202
死 産	率 (出産千対)	20.9	22.2	21.4	22.7	-	62.5	-	-
	数	15,534	955	8	6	-	2	-	-
	自然死産	7,152	367	1	1	-	-	-	-
	人工死産	8,382	588	7	5	-	2	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.3	3.2	2.7	3.9	-	-	-	-
	数	2,404	135	1	1	-	-	-	-
	妊娠満22週 以降の死産	1,943	104	-	-	-	-	-	-
	早期新生児 死亡	461	31	1	1	-	-	-	-
婚 姻	率 (人口千対)	3.9	3.9	2.3	2.4	3.0	2.5	1.4	1.8
	数	474,741	27,531	208	136	23	22	9	18
離 婚	率 (人口千対)	1.52	1.50	1.21	1.39	0.26	0.90	0.93	1.40
	数	183,814	10,697	109	79	2	8	6	14
合計特殊出生率		1.20	1.14	1.03	1.07	1.42	0.97	0.81	0.59

\* 全国: 令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

\* 埼玉県及び管内: 令和5年埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

〔令和6年確定〕 ※令和5年度から市町村別は発表時期が遅くなったため未掲載

区 分		全国	埼玉県	管内計	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
10/1推計人口		120,295,592	7,083,000	-	-	-	-	-	-
出 生	率 (人口千対)	5.7	5.6	-	-	-	-	-	-
	数	686,173	39,956	-	-	-	-	-	-
	男	351,451	20,571	-	-	-	-	-	-
	女	334,722	19,385	-	-	-	-	-	-
死 亡	率 (人口千対)	13.3	12.2	-	-	-	-	-	-
	数	1,605,378	86,383	-	-	-	-	-	-
	男	819,709	46,607	-	-	-	-	-	-
	女	785,669	39,776	-	-	-	-	-	-
乳児死亡 (再掲)	率 (出生千対)	1.8	1.4	-	-	-	-	-	-
	数	1,266	57	-	-	-	-	-	-
新生児 死亡 (再掲)	率 (出生千対)	0.9	0.5	-	-	-	-	-	-
	数	637	21	-	-	-	-	-	-
自然増減	率 (人口千対)	-7.6	-6.6	-	-	-	-	-	-
	数	-919,205	-46,427	-	-	-	-	-	-
死 産	率 (出産千対)	21.8	24.5	-	-	-	-	-	-
	数	15,323	1,005	-	-	-	-	-	-
	自然死産	6,849	427	-	-	-	-	-	-
	人工死産	8,474	578	-	-	-	-	-	-
周産期死亡	率 (出産千対)	3.3	3.5	-	-	-	-	-	-
	数	2,285	139	-	-	-	-	-	-
	妊娠満22週 以降の死産	1,800	124	-	-	-	-	-	-
	早期新生児 死亡	485	15	-	-	-	-	-	-
婚 姻	率 (人口千対)	4.0	4.0	-	-	-	-	-	-
	数	485,092	28,250	-	-	-	-	-	-
離 婚	率 (人口千対)	1.55	1.49	-	-	-	-	-	-
	数	185,904	10,562	-	-	-	-	-	-
合計特殊出生率		1.15	1.09	-	-	-	-	-	-

\* 全国及び埼玉県: 令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)

## (2) 出生

### ア 出生数〔出生時の体重・管内・市町別〕

令和5年

	総数	500g 未満	500g ～	1,000g ～	1,500g ～	2,000g ～	2,500g ～	3,000g ～	3,500g ～	4,000g ～	4,500g ～	5,000g 以上	不詳
管内	365	-	1	2	7	34	147	140	32	2	-	-	-
秩父市	258	-	1	1	3	22	101	100	29	1	-	-	-
横瀬町	40	-	-	1	1	2	18	17	1	-	-	-	-
皆野町	30	-	-	-	3	3	14	8	1	1	-	-	-
長瀬町	17	-	-	-	-	2	5	9	1	-	-	-	-
小鹿野町	20	-	-	-	-	5	9	6	-	-	-	-	-

\* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

### イ 出生数〔母の年齢(5歳階級)・管内・市町別〕

令和5年

	総数	14歳 以下	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳 以上	不詳
管内	365	-	1	29	96	127	87	25	-	-	-
秩父市	258	-	1	19	76	83	61	18	-	-	-
横瀬町	40	-	-	1	8	20	9	2	-	-	-
皆野町	30	-	-	3	6	10	9	2	-	-	-
長瀬町	17	-	-	3	2	7	3	2	-	-	-
小鹿野町	20	-	-	3	4	7	5	1	-	-	-

\* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

日本国外で出生及び日本国籍を持たない子は含まれていない。

## (3) 死亡数・死因〔死因简单分類別・埼玉県・管内・市町別〕

令和5年

分類コード	死因简单分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
				合計	83,597	1,684	1,002	152
01000	感染症及び寄生虫症	1,290	26	12	4	1	3	6
01100	腸管感染症	95	7	4	1	-	1	1
01200	結核	89	2	-	1	-	-	1
01201	呼吸器結核	72	2	-	1	-	-	1
01202	その他の結核	17	-	-	-	-	-	-
01300	敗血症	674	9	5	-	1	2	1
01400	ウイルス肝炎	78	2	1	1	-	-	-
01401	B型ウイルス肝炎	19	-	-	-	-	-	-
01402	C型ウイルス肝炎	52	2	1	1	-	-	-
01403	その他のウイルス肝炎	7	-	-	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	5	-	-	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	349	6	2	1	-	-	3
02000	新生物<腫瘍>	21,734	381	231	36	40	31	43
02100	悪性新生物<腫瘍>	21,009	368	222	35	39	30	42
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	438	6	4	-	2	-	-
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	638	6	4	-	1	-	1
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	2,147	19	9	2	2	3	3
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	2,009	37	21	4	4	2	6
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	942	23	14	2	4	2	1
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	1,126	25	13	2	4	4	2
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	946	23	13	2	-	3	5
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	2,097	29	18	1	4	1	5
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	40	1	1	-	-	-	-
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	4,230	69	38	11	6	4	10
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	91	1	1	-	-	-	-
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	967	16	11	3	-	1	1
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	425	10	8	-	-	-	2
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	287	6	5	-	-	1	-
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	766	19	13	-	1	3	2
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	557	15	12	-	2	1	-
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	174	6	5	-	1	-	-
02118	悪性リンパ腫	796	10	5	3	1	1	-
02119	白血病	481	9	7	2	-	-	-
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	219	5	3	-	1	1	-
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	1,633	33	17	3	6	3	4
02200	その他の新生物<腫瘍>	725	13	9	1	1	1	1
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	136	1	-	-	1	-	-
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	589	12	9	1	-	1	1
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	282	7	4	-	-	1	2
03100	貧血	158	2	1	-	-	-	1
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	124	5	3	-	-	1	1
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	1,253	34	16	10	1	4	3
04100	糖尿病	798	16	7	3	-	4	2
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	455	18	9	7	1	-	1

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
05000	精神及び行動の障害	1,303	38	22	1	2	2	11
05100	血管性及び詳細不明の認知症	1,154	38	22	1	2	2	11
05200	その他の精神及び行動の障害	149	-	-	-	-	-	-
06000	神経系の疾患	2,996	46	29	1	6	5	5
06100	髄膜炎	17	-	-	-	-	-	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	154	6	2	-	1	1	2
06300	パーキンソン病	648	6	3	-	2	1	-
06400	アルツハイマー病	1,200	17	11	-	2	3	1
06500	その他の神経系の疾患	977	17	13	1	1	-	2
07000	眼及び付属器の疾患	1	-	-	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	19,526	430	264	39	39	33	55
09100	高血圧性疾患	500	23	16	3	3	1	-
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	224	15	11	-	3	1	-
09102	その他の高血圧性疾患	276	8	5	3	-	-	-
09200	心疾患(高血圧性を除く)	12,641	264	166	25	27	17	29
09201	慢性リウマチ性心疾患	79	4	1	-	-	2	1
09202	急性心筋梗塞	1,876	51	24	9	6	5	7
09203	その他の虚血性心疾患	3,497	56	37	4	9	3	3
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	541	12	7	1	1	1	2
09205	心筋症	139	2	1	1	-	-	-
09206	不整脈及び伝導障害	1,481	36	29	1	1	-	5
09207	心不全	4,803	95	63	7	9	5	11
09208	その他の心疾患	225	8	4	2	1	1	-
09300	脳血管疾患	4,992	109	65	8	5	11	20
09301	くも膜下出血	594	12	8	-	2	1	1
09302	脳内出血	1,496	31	23	2	-	2	4
09303	脳梗塞	2,778	63	32	6	3	7	15
09304	その他の脳血管疾患	124	3	2	-	-	1	-
09400	大動脈瘤及び解離	1,010	23	13	1	3	2	4
09500	その他の循環器系の疾患	383	11	4	2	1	2	2
10000	呼吸器系の疾患	10,748	199	119	20	16	18	26
10100	インフルエンザ	57	2	-	2	-	-	-
10200	肺炎	4,933	67	36	8	8	6	9
10300	急性気管支炎	2	-	-	-	-	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	854	17	9	2	2	2	2
10500	喘息	45	3	2	1	-	-	-
10600	その他の呼吸器系の疾患	4,857	110	72	7	6	10	15
10601	誤嚥性肺炎	2,662	71	51	3	3	5	9
10602	間質性肺疾患	1,396	24	13	2	2	4	3
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	799	15	8	2	1	1	3
11000	消化器系の疾患	2,957	82	52	4	7	5	14
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	119	3	3	-	-	-	-
11200	ヘルニア及び腸閉塞	430	12	8	1	1	-	2
11300	肝疾患	980	14	5	1	2	3	3
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	491	9	4	1	-	2	2
11302	その他の肝疾患	489	5	1	-	2	1	1
11400	その他の消化器系の疾患	1,428	53	36	2	4	2	9

分類コード	死因簡単分類	埼玉県	管内	秩父市	横瀬町	皆野町	長瀬町	小鹿野町
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	197	4	3	1	-	-	-
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	523	7	3	1	1	-	2
14000	腎尿路生殖器系の疾患	2,431	40	19	13	5	1	2
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	221	1	-	-	-	-	1
14200	腎不全	1,495	30	14	12	3	1	-
14201	急性腎不全	161	3	1	2	-	-	-
14202	慢性腎不全	1,073	20	9	9	1	1	-
14203	詳細不明の腎不全	261	7	4	1	2	-	-
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	715	9	5	1	2	-	1
15000	妊娠、分娩及び産じょく	1	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	18	-	-	-	-	-	-
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	1	-	-	-	-	-	-
16200	出産外傷	1	-	-	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	11	-	-	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な感染症	-	-	-	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	3	-	-	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	2	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	100	3	2	-	1	-	-
17100	神経系の先天奇形	4	-	-	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	46	2	1	-	1	-	-
17201	心臓の先天奇形	36	1	-	-	1	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	10	1	1	-	-	-	-
17300	消化器系の先天奇形	3	-	-	-	-	-	-
17400	その他の先天奇形及び変形	35	1	1	-	-	-	-
17500	染色体異常、他に分類されないもの	12	-	-	-	-	-	-
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	12,624	218	122	4	24	34	34
18100	老衰	9,338	194	109	3	19	34	29
18200	乳幼児突然死症候群	3	-	-	-	-	-	-
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	3,283	24	13	1	5	-	5
20000	傷病及び死亡の外因	3,485	92	58	9	10	5	10
20100	不慮の事故	1,881	57	31	7	9	4	6
20101	交通事故	197	1	1	-	-	-	-
20102	転倒・転落・墜落	588	37	20	4	6	1	6
20103	不慮の溺死及び溺水	181	3	3	-	-	-	-
20104	不慮の窒息	375	7	4	-	1	2	-
20105	煙、火及び火炎への曝露	70	-	-	-	-	-	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	25	-	-	-	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	445	9	3	3	2	1	-
20200	自殺	1,294	23	15	2	1	1	4
20300	他殺	12	-	-	-	-	-	-
20400	その他の外因	298	12	12	-	-	-	-
22000	特殊目的用コード	2,128	77	46	9	5	8	9
22100	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	2,128	77	46	9	5	8	9
22,201	新型コロナウイルス感染症	2,128	77	46	9	5	8	9
22,202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	-	-	-	-	-	-	-
22,203	その他の特殊目的用コード(22201及び22202を除く)	-	-	-	-	-	-	-

\* 埼玉県保健統計年報(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(4) 死亡率順位〔死因別・管内〕

年次	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率	死 因	死亡率
平成13年	悪性新生物	2.74	脳血管疾患	1.61	心疾患(高血圧性を除く)	1.53	肺炎	0.75	不慮の事故	0.37
平成14年	悪性新生物	3.04	心疾患(高血圧性を除く)	1.65	脳血管疾患	1.28	肺炎	0.89	不慮の事故	0.35
平成15年	悪性新生物	2.82	心疾患(高血圧性を除く)	1.59	脳血管疾患	1.41	肺炎	0.70	不慮の事故	0.43
平成16年	悪性新生物	3.07	脳血管疾患	1.73	心疾患(高血圧性を除く)	1.52	肺炎	0.94	不慮の事故 老 衰	0.40
平成17年	悪性新生物	3.18	心疾患(高血圧性を除く)	2.01	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.08	不慮の事故	0.54
平成18年	悪性新生物	3.10	心疾患(高血圧性を除く)	1.80	脳血管疾患	1.30	肺炎	0.99	不慮の事故	0.48
平成19年	悪性新生物	3.00	心疾患(高血圧性を除く)	2.10	脳血管疾患	1.80	肺炎	1.19	老 衰	0.53
平成20年	悪性新生物	3.30	心疾患(高血圧性を除く)	1.90	脳血管疾患	1.70	肺炎	1.19	老 衰	0.78
平成21年	悪性新生物	3.43	心疾患(高血圧性を除く)	1.82	脳血管疾患	1.75	肺炎	1.07	老 衰	0.73
平成22年	悪性新生物	3.58	心疾患(高血圧性を除く)	2.38	脳血管疾患	1.44	肺炎	1.20	老 衰	0.73
平成23年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.41	脳血管疾患	1.48	肺炎	0.97	老 衰	0.87
平成24年	悪性新生物	3.47	心疾患(高血圧性を除く)	2.37	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.16	老 衰	1.01
平成25年	悪性新生物	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.69	脳血管疾患	1.49	肺炎	1.17	老 衰	0.91
平成26年	悪性新生物	3.54	心疾患(高血圧性を除く)	2.67	脳血管疾患	1.32	老 衰	1.25	肺炎	1.21
平成27年	悪性新生物	3.52	心疾患(高血圧性を除く)	2.39	老 衰	1.47	脳血管疾患	1.34	肺炎	1.31
平成28年	悪性新生物	3.51	心疾患(高血圧性を除く)	2.51	老 衰	1.43	脳血管疾患	1.41	肺炎	1.00
平成29年	悪性新生物 <腫瘍>	3.61	心疾患(高血圧性を除く)	2.80	老 衰	1.45	脳血管疾患	1.22	肺炎	0.80
平成30年	悪性新生物 <腫瘍>	3.53	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.65	脳血管疾患	1.47	肺炎	0.80
令和元年	悪性新生物 <腫瘍>	3.79	心疾患(高血圧性を除く)	2.29	老 衰	1.48	脳血管疾患	1.11	肺炎	1.04
令和2年	悪性新生物 <腫瘍>	4.09	心疾患(高血圧性を除く)	2.58	老 衰	1.95	脳血管疾患	1.32	肺炎	0.58
令和3年	悪性新生物 <腫瘍>	3.67	心疾患(高血圧性を除く)	2.44	老 衰	2.24	脳血管疾患	1.14	肺炎	0.76
令和4年	悪性新生物 <腫瘍>	3.87	心疾患(高血圧性を除く)	2.93	老 衰	2.45	脳血管疾患	1.27	肺炎	0.68
令和5年	悪性新生物 <腫瘍>	4.10	心疾患(高血圧性を除く)	2.94	老 衰	2.16	脳血管疾患	1.21	肺炎	0.75

\* 死亡率に用いた数値(死亡率:人口千対)

死亡数:埼玉県保健統計年報 平成16年まで「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因簡単分類)・保健所・市町村別)」、平成17年以降「死亡数(死因(選択死因)・性・保健所・市区町村別)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)【注意:年によって表題が異なる場合あり】

人口:国勢調査年は「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)、それ以外の年は「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

(5) がんの死亡数〔部位別・管内〕

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	死亡数	割合(%)								
総数	363	100.0	387	100.0	342	100.0	354	100.0	368	100.0
口唇、口腔及び咽頭	8	2.2	7	1.8	2	0.6	5	1.4	6	1.6
食道	10	2.8	9	2.3	9	2.6	11	3.1	6	1.6
胃	44	12.1	46	11.9	36	10.5	32	9.0	19	5.2
結腸	47	12.9	38	9.8	40	11.7	38	10.7	37	10.1
直腸S状結腸移行部 及び直腸	17	4.7	16	4.1	17	5.0	18	5.1	23	6.3
肝及び肝内胆管	30	8.3	26	6.7	20	5.8	28	7.9	25	6.8
胆のう及びその他の胆道	22	6.1	28	7.2	12	3.5	16	4.5	23	6.3
膵	23	6.3	29	7.5	29	8.5	38	10.7	29	7.9
喉頭	1	0.3	1	0.3	2	0.6	1	0.3	1	0.3
気管、気管支及び肺	55	15.2	72	18.6	60	17.5	64	18.1	69	18.8
皮膚	1	0.3	1	0.3	2	0.6	-	0.0	1	0.3
乳房	19	5.2	17	4.4	16	4.7	23	6.5	16	4.3
子宮	7	1.9	7	1.8	5	1.5	7	2.0	10	2.7
卵巣	3	0.8	7	1.8	6	1.8	8	2.3	6	1.6
前立腺	18	5.0	11	2.8	13	3.8	4	1.1	19	5.2
膀胱	8	2.2	7	1.8	8	2.3	14	4.0	15	4.1
中枢神経系	1	0.3	3	0.8	7	2.0	2	0.6	6	1.6
悪性リンパ腫	13	3.6	19	4.9	13	3.8	9	2.5	10	2.7
白血病	4	1.1	7	1.8	13	3.8	5	1.4	9	2.4
その他のリンパ組織、 造血組織及び関連組織	3	0.8	6	1.6	7	2.0	6	1.7	5	1.4
その他	29	8.0	30	7.8	25	7.3	25	7.1	33	9.0

\* 埼玉県保健統計年報「死亡数(年齢(5歳階級)・性・死因(死因简单分類)・保健所・市町村別)(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

(6) 諸率の年次推移[全国・埼玉県・秩父保健所管内]

○ 各率の算定に用いている人口

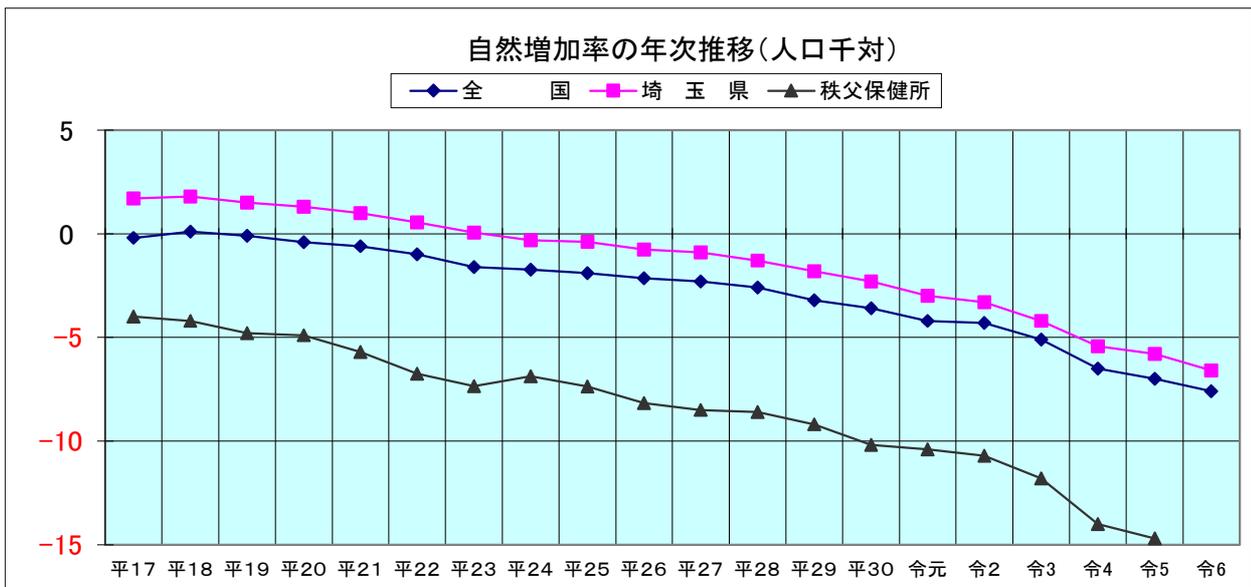
全 国	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局)
埼 玉 県	通常年 = 「10月1日現在推計人口(日本人人口)」(総務省統計局) ※埼玉県の人口は1,000人未満四捨五入(厚生労働省「人口動態統計」で比率算出に用いている数値)
秩父保健所管内	国勢調査年 = 「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(日本人人口)」(総務省統計局) 通常年 = 「埼玉県推計人口(10月1日現在)(総人口)」(埼玉県総務部統計課)

○ これらの表を作成するにあたり使用した資料

全 国	「厚生統計要覧」、「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省) 「令和6年(2024)人口動態統計(確定数)の概況」(厚生労働省)
埼 玉 県 秩父保健所管内	「平成11年～16年人口動態統計(確定数)」(厚生労働省)、「平成11年～令和4年埼玉県保健統計年報」、「令和5年埼玉県の人口動態概況(確定数)」、「令和6年埼玉県の人口動態概況(概数)」(埼玉県保健医療部保健医療政策課)

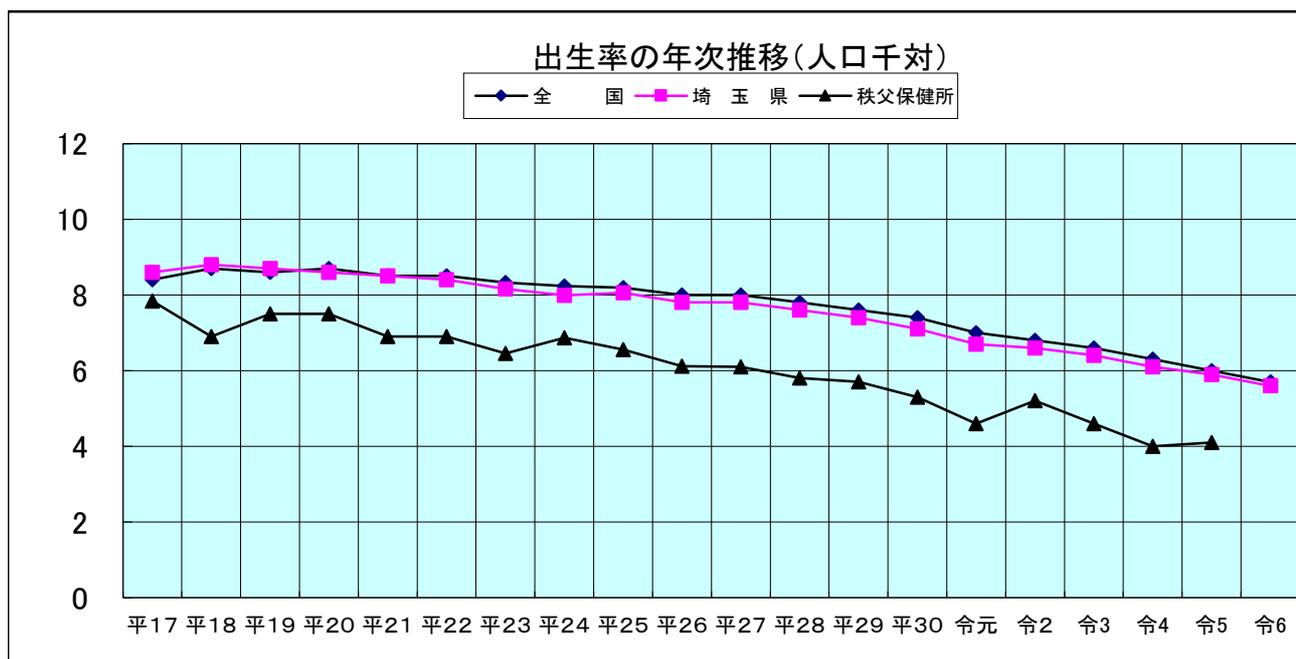
※ 令和2年の数値は概数のため、後日公表される確定数による数値とは異なる場合があります。

ア 自然増加率の推移



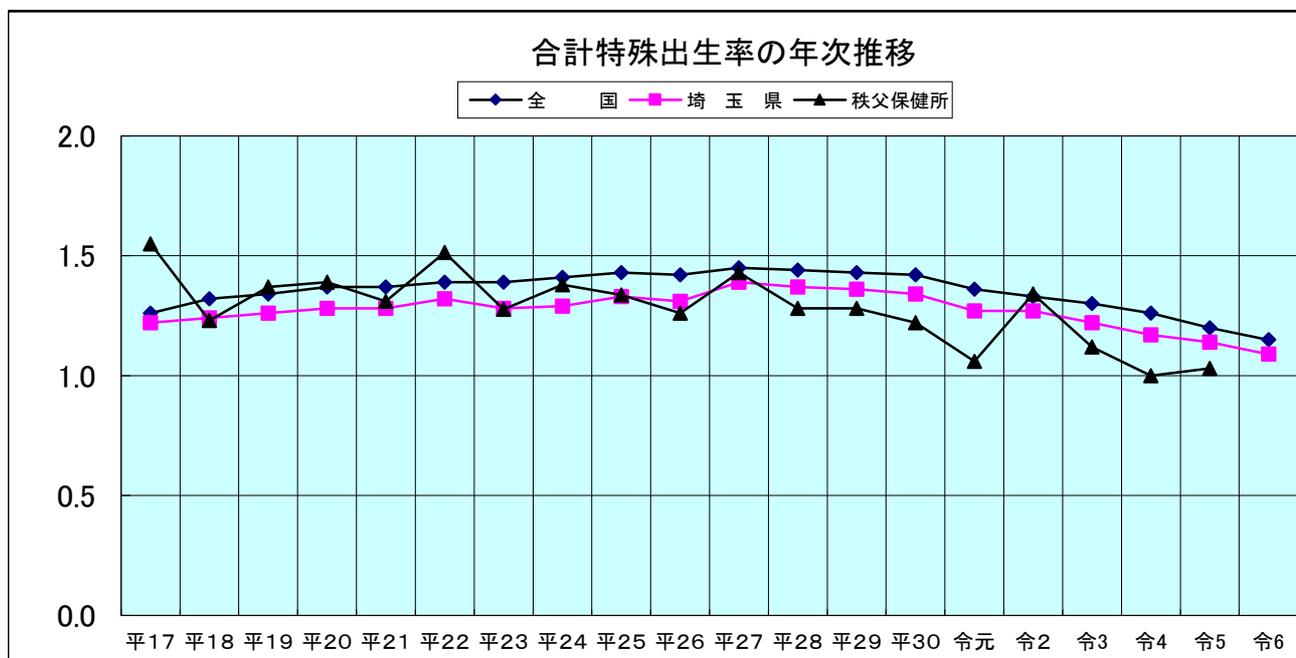
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	-0.6	-1.0	-1.6	-1.7	-1.9	-2.1	-2.3	-2.6	-3.2	-3.6	-4.2	-4.3	-5.1	-6.5	-7.0	-7.6
埼 玉 県	1.7	1.8	1.5	1.3	1.0	0.6	0.1	-0.3	-0.4	-0.8	-0.9	-1.3	-1.8	-2.3	-3.0	-3.3	-4.2	-5.4	-5.8	-6.6
秩父保健所	-4.0	-4.2	-4.8	-4.9	-5.7	-6.8	-7.4	-6.9	-7.4	-8.2	-8.5	-8.6	-9.2	-10.2	-10.4	-10.7	-11.8	-14.0	-14.7	

## イ 出生率の推移



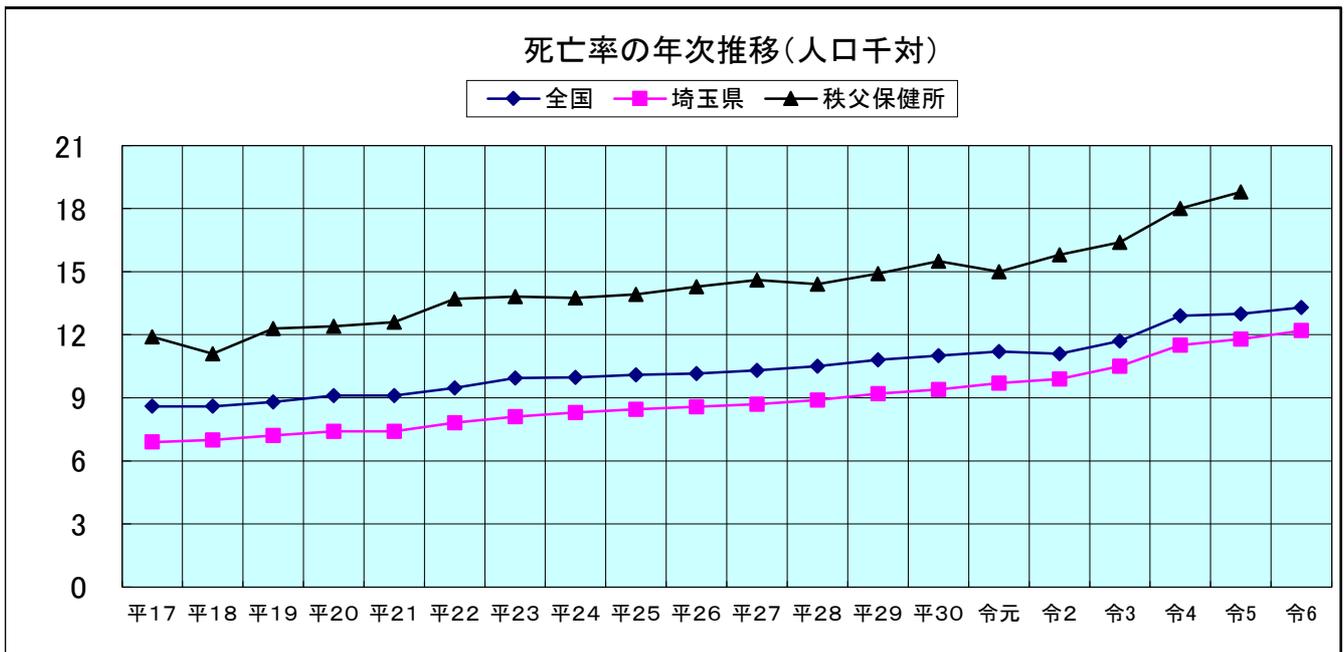
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	8.4	8.7	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0	5.7
埼 玉 県	8.6	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4	8.2	8.0	8.1	7.8	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4	6.1	5.9	5.6
秩父保健所	7.8	6.9	7.5	7.5	6.9	6.9	6.4	6.9	6.6	6.1	6.1	5.8	5.7	5.3	4.6	5.2	4.6	4.0	4.1	

## ウ 合計特殊出生率の推移



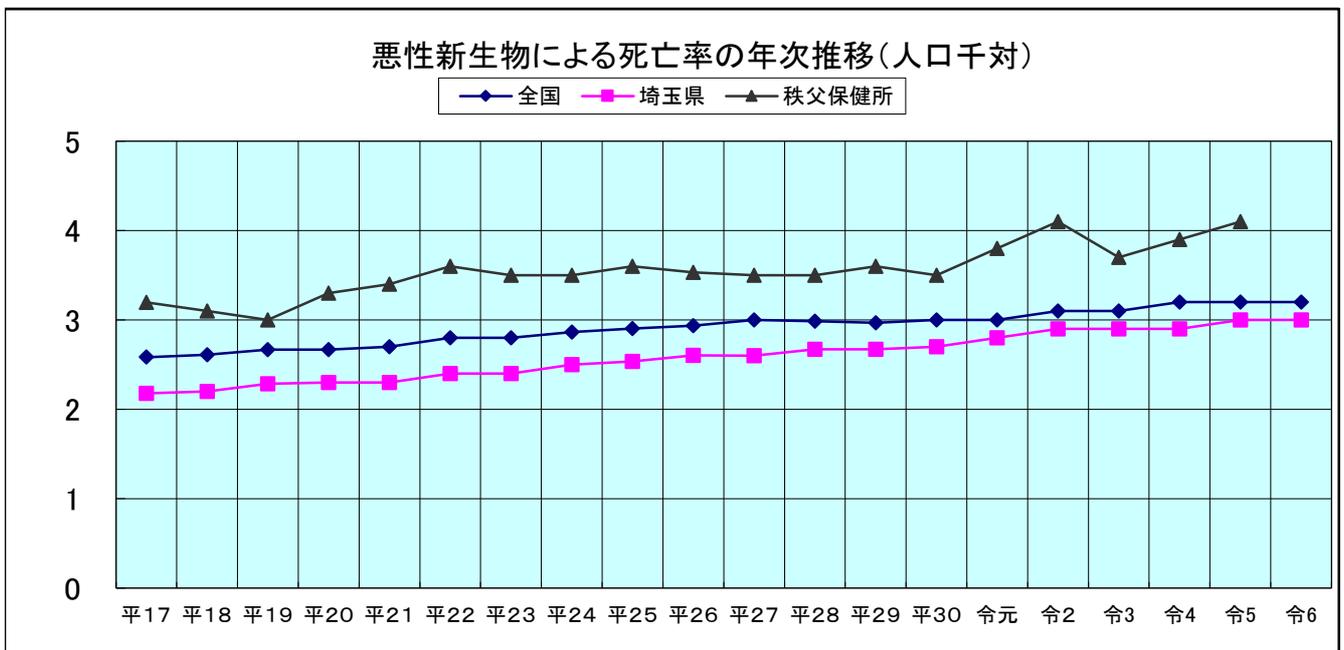
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15
埼 玉 県	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14	1.09
秩父保健所	1.55	1.23	1.37	1.39	1.31	1.51	1.28	1.38	1.34	1.26	1.43	1.28	1.28	1.22	1.06	1.34	1.12	1.00	1.03	

## エ 死亡率の推移〔全死亡及び三大死因〕



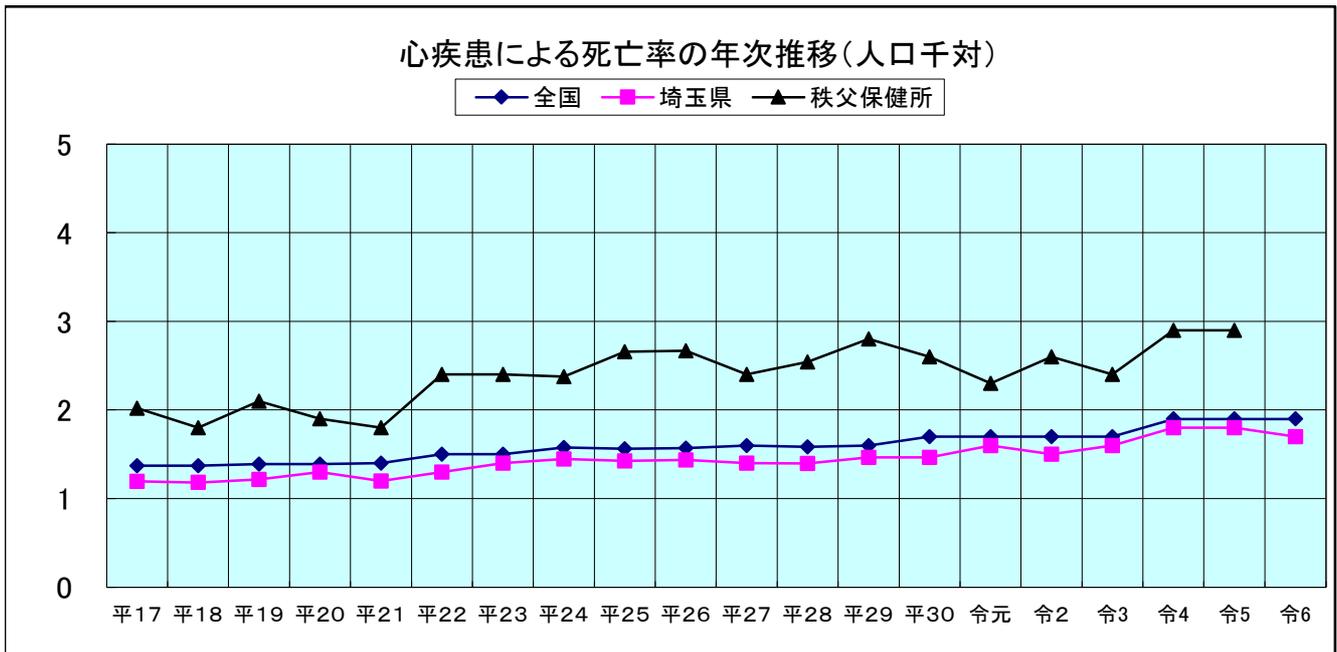
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	8.6	8.6	8.8	9.1	9.1	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8	11.0	11.2	11.1	11.7	12.9	13.0	13.3
埼 玉 県	6.9	7.0	7.2	7.4	7.4	7.8	8.1	8.3	8.4	8.6	8.7	8.9	9.2	9.4	9.7	9.9	10.5	11.5	11.8	12.2
秩父保健所	11.9	11.1	12.3	12.4	12.6	13.7	13.8	13.7	13.9	14.3	14.6	14.4	14.9	15.5	15.0	15.8	16.4	18.0	18.8	

## 〔悪性新生物〕



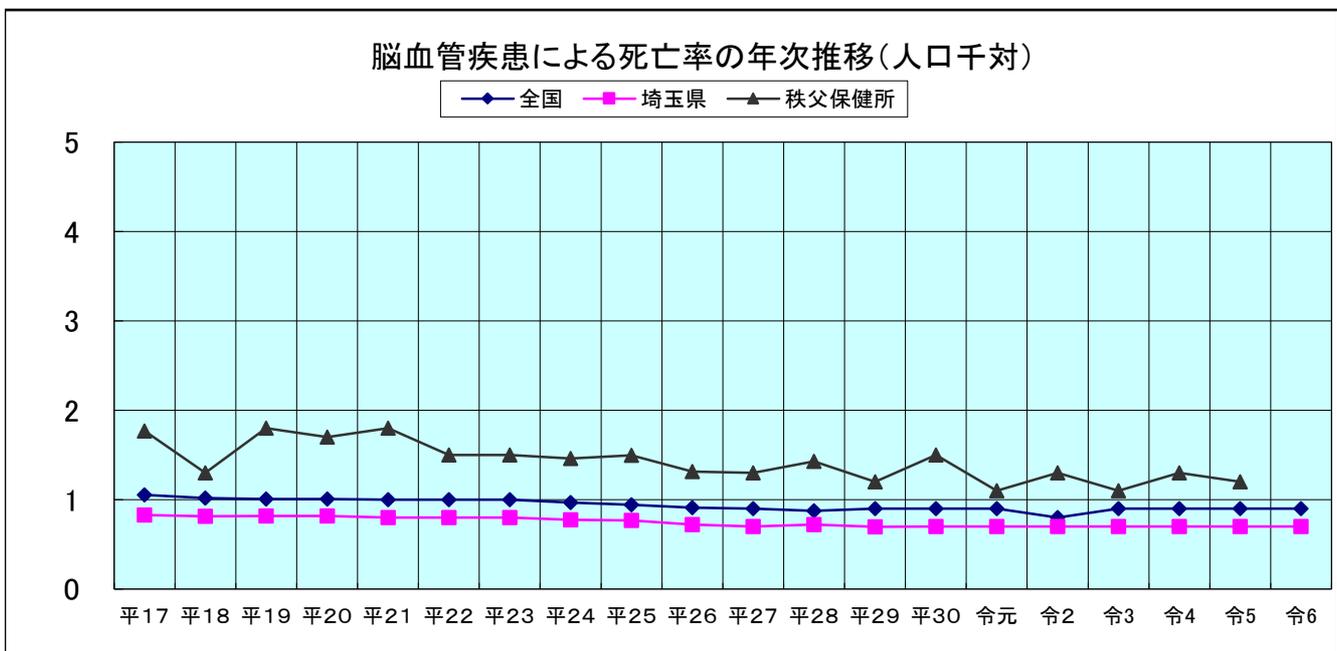
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2
埼 玉 県	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.0
秩父保健所	3.2	3.1	3.0	3.3	3.4	3.6	3.5	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.5	3.6	3.5	3.8	4.1	3.7	3.9	4.1

[ 心 疾 患 ]



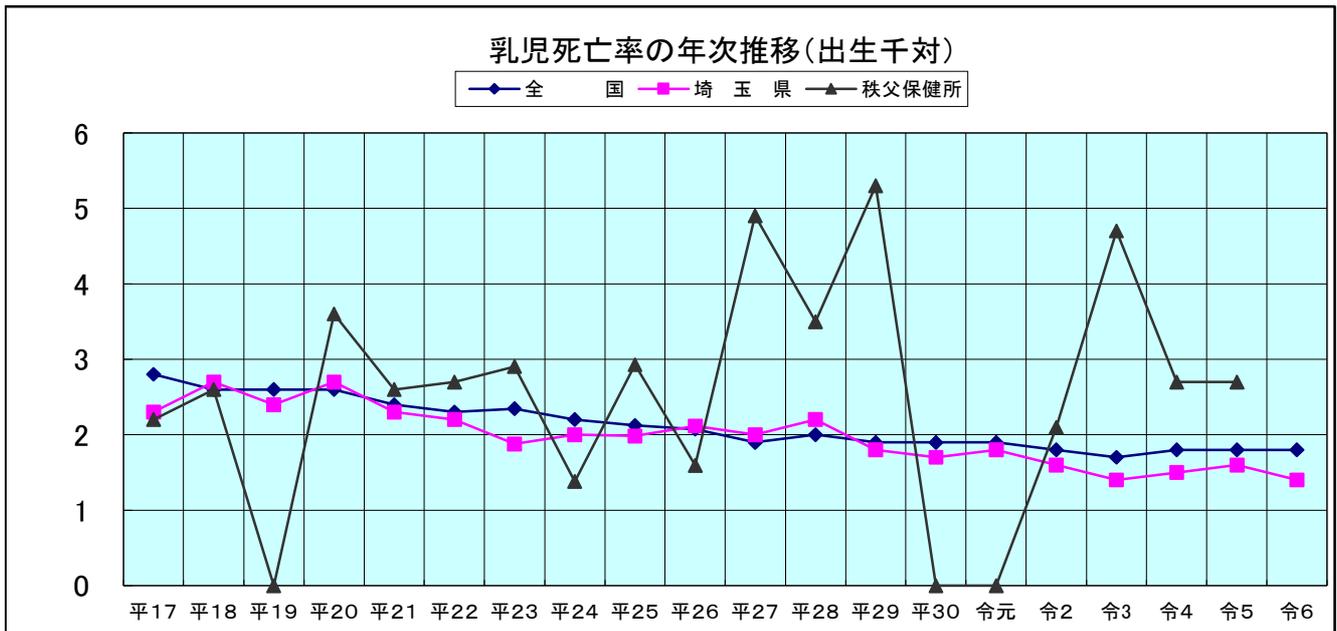
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.9	1.9	1.9
埼 玉 県	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.5	1.6	1.8	1.8	1.7
秩父保健所	2.0	1.8	2.1	1.9	1.8	2.4	2.4	2.4	2.7	2.7	2.4	2.5	2.8	2.6	2.3	2.6	2.4	2.9	2.9	

[ 脳 血 管 疾 患 ]



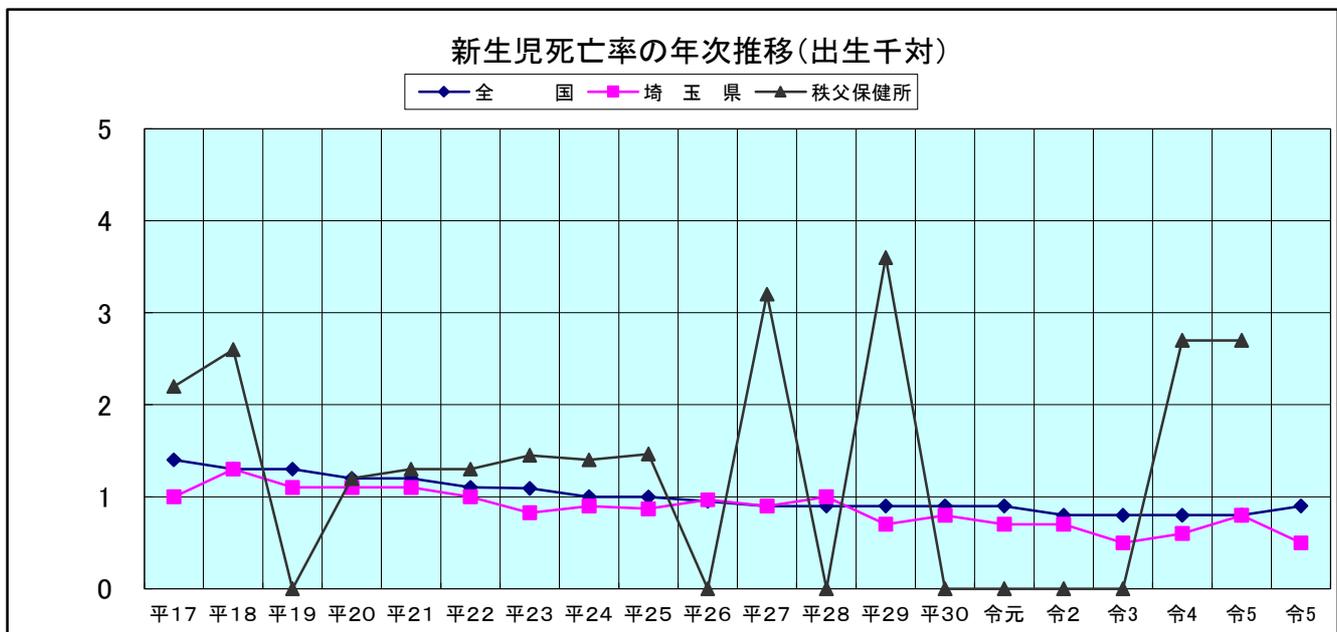
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
埼 玉 県	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
秩父保健所	1.8	1.3	1.8	1.7	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4	1.2	1.5	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	

## オ 乳児死亡率の推移



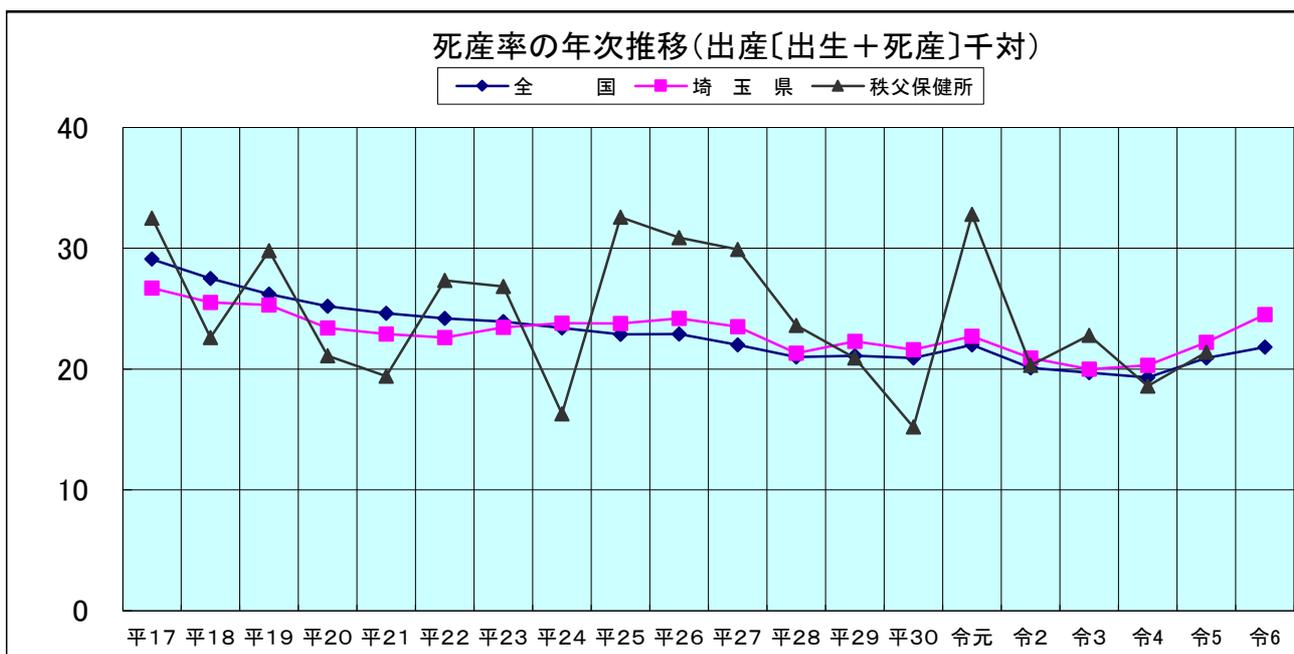
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8
埼 玉 県	2.3	2.7	2.4	2.7	2.3	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4	1.5	1.6	1.4
秩父保健所	2.2	2.6	-	3.6	2.6	2.7	2.9	1.4	2.9	1.6	4.9	3.5	5.3	-	-	2.1	4.7	2.7	2.7	

## カ 新生児死亡率の推移



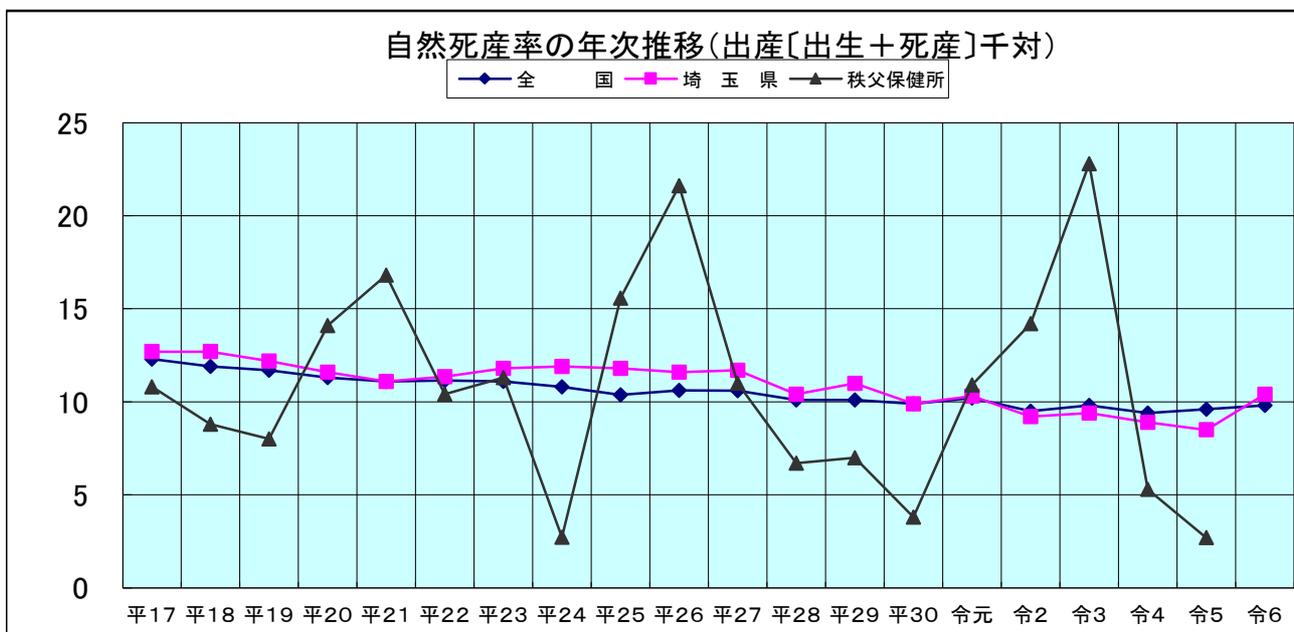
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令5
全 国	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
埼 玉 県	1.0	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.9	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5	0.6	0.8	0.5
秩父保健所	2.2	2.6	-	1.2	1.3	1.3	1.5	1.4	1.5	-	3.2	-	3.6	-	-	-	-	2.7	2.7	

## キ 死産率の推移



	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	29.1	27.5	26.2	25.2	24.6	24.2	23.9	23.4	22.9	22.9	22.0	21.0	21.1	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3	20.9	21.8
埼 玉 県	26.7	25.5	25.3	23.4	22.9	22.6	23.4	23.8	23.8	24.2	23.5	21.3	22.3	21.6	22.7	20.9	20.0	20.3	22.2	24.5
秩父保健所	32.5	22.6	29.8	21.1	19.4	27.3	26.8	16.3	32.6	30.9	29.9	23.6	20.9	15.2	32.8	20.3	22.8	18.6	21.4	

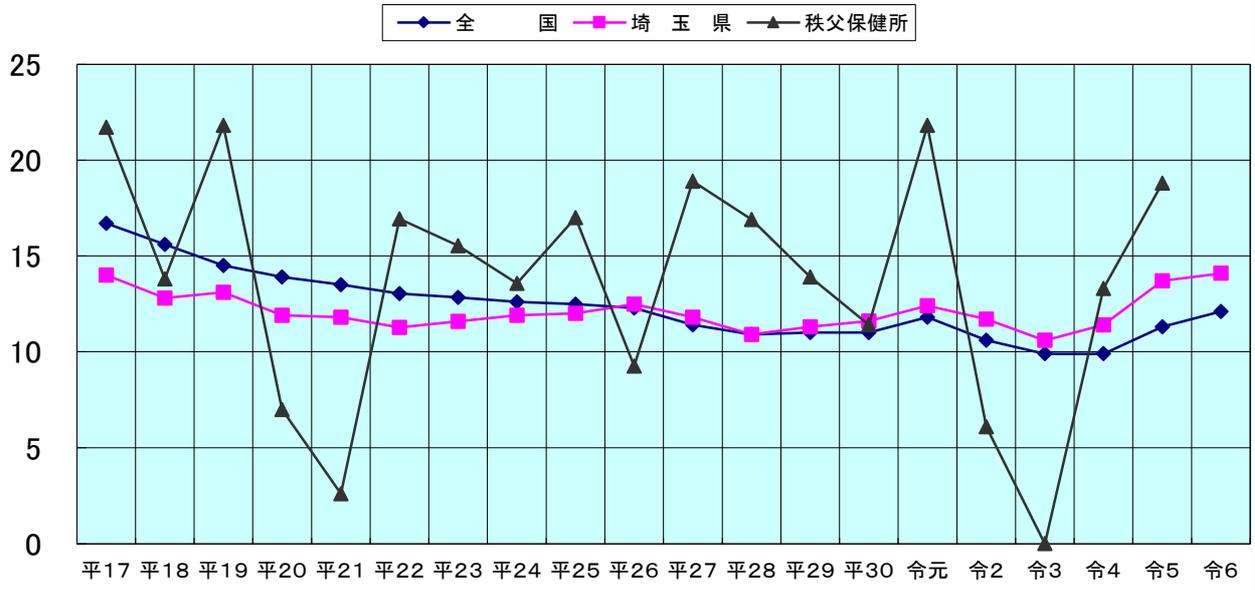
## 〔自然死産率〕



	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令5	令6
全 国	12.3	11.9	11.7	11.3	11.1	11.2	11.1	10.8	10.4	10.6	10.6	10.1	10.1	9.9	10.2	9.5	9.8	9.4	9.6	9.8
埼 玉 県	12.7	12.7	12.2	11.6	11.1	11.3	11.8	11.9	11.8	11.6	11.7	10.4	11.0	9.9	10.3	9.2	9.4	8.9	8.5	10.4
秩父保健所	10.8	8.8	8.0	14.1	16.8	10.4	11.3	2.7	15.6	21.6	11.0	6.7	7.0	3.8	10.9	14.2	22.8	5.3	2.7	

〔人工死産率〕

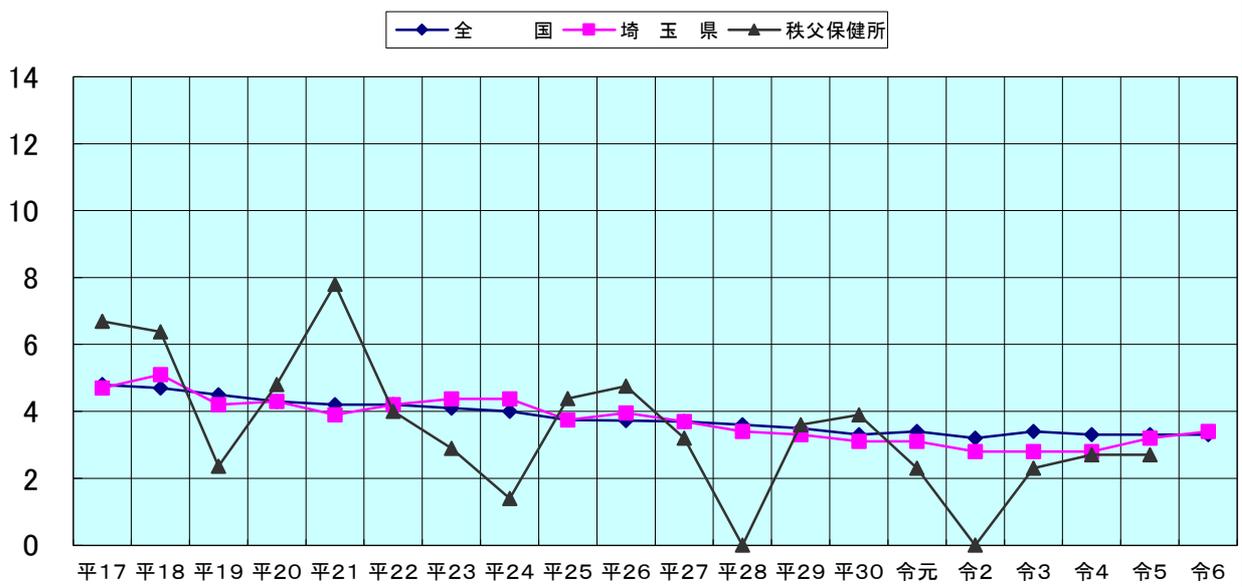
人工死産率の年次推移(出産〔出生＋死産〕千対)



	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	16.7	15.6	14.5	13.9	13.5	13.0	12.8	12.6	12.5	12.3	11.4	10.9	11.0	11.0	11.8	10.6	9.9	9.9	11.3	12.1
埼 玉 県	14.0	12.8	13.1	11.9	11.8	11.3	11.6	11.9	12.0	12.5	11.8	10.9	11.3	11.6	12.4	11.7	10.6	11.4	13.7	14.1
秩父保健所	21.7	13.8	21.8	7.0	2.6	16.9	15.5	13.6	17.0	9.3	18.9	16.9	13.9	11.4	21.8	6.1	-	13.3	18.8	

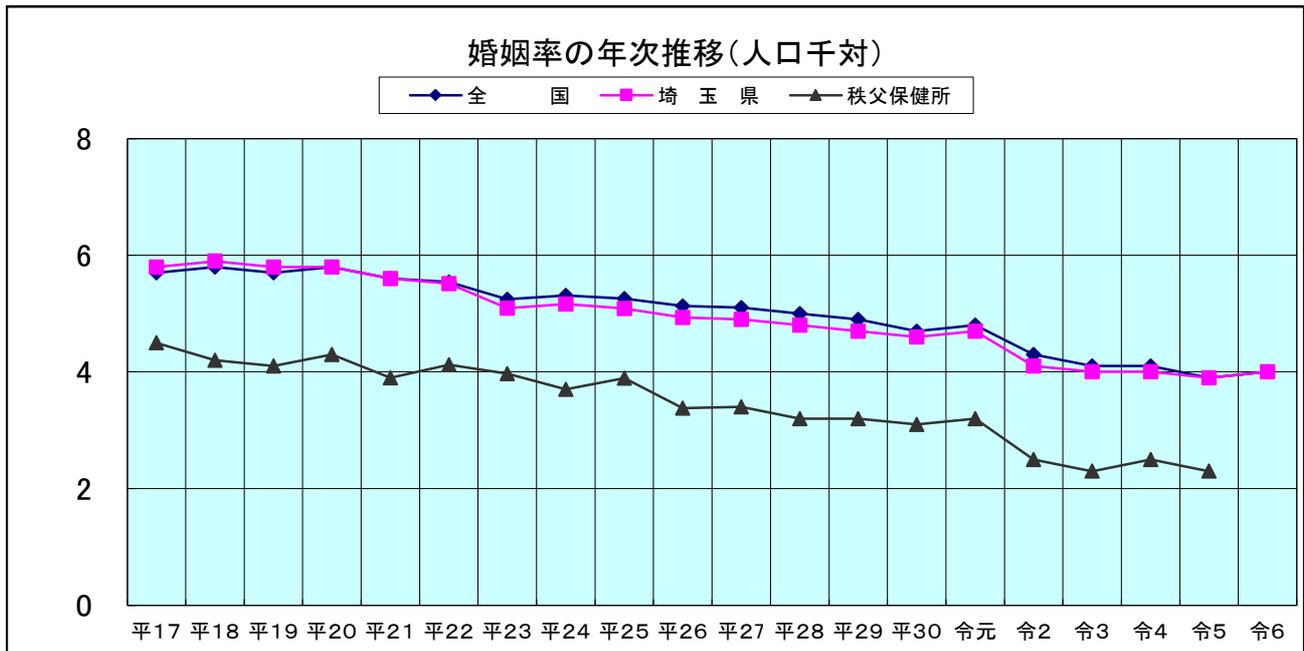
ク 周産期死亡率の推移

周産期死亡率の年次推移(〔出生＋妊娠満22週以降の死産〕千対)



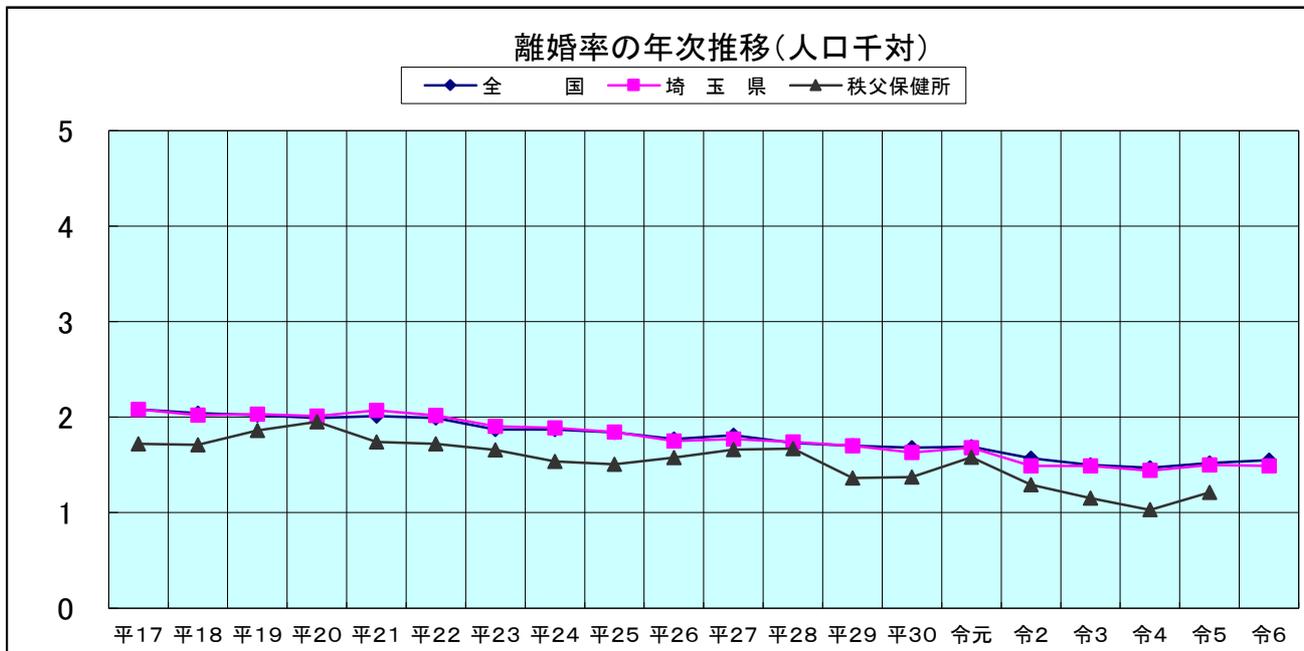
	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	4.8	4.7	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	3.7	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3	3.3	3.3
埼 玉 県	4.7	5.1	4.2	4.3	3.9	4.2	4.4	4.4	3.7	4.0	3.7	3.4	3.3	3.1	3.1	2.8	2.8	2.8	3.2	3.4
秩父保健所	6.7	6.4	2.4	4.8	7.8	4.0	2.9	1.4	4.4	4.8	3.2	-	3.6	3.9	2.3	-	2.3	2.7	2.7	

## ケ 婚姻率の推移



	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	5.7	5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9	4.0
埼 玉 県	5.8	5.9	5.8	5.8	5.6	5.5	5.1	5.2	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	4.6	4.7	4.1	4.0	4.0	3.9	4.0
秩父保健所	4.5	4.2	4.1	4.3	3.9	4.1	4.0	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.1	3.2	2.5	2.3	2.5	2.3	

## コ 離婚率の推移



	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6
全 国	2.08	2.04	2.02	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47	1.52	1.55
埼 玉 県	2.08	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02	1.90	1.89	1.84	1.75	1.77	1.74	1.70	1.63	1.68	1.49	1.49	1.44	1.50	1.49
秩父保健所	1.72	1.71	1.86	1.95	1.74	1.72	1.66	1.53	1.51	1.58	1.66	1.67	1.36	1.37	1.58	1.29	1.15	1.03	1.21	

## 第5 参考資料

### 1 秩父保健所感染症診査協議会委員 令和7年9月1日現在

氏名	委員構成
石塚 史郎	医師
奥野 暁子	医師
島村 寿男	医師
増田 豊	司法書士
高野 豊子	退職女性校長会・元人権擁護委員

### 2 埼玉県秩父地域保健医療協議会委員 令和7年9月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
西 秀夫	秩父脳外科内科クリニック 院長
吉野 進午	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
山田 巖	皆野町 町民生活課長
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
長妻 容子	横瀬町母子愛育会 会長
宮前 治代	秩父市食生活改善推進員協議会 会長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長
福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
犬木 康博	小鹿野町 保健課長
加藤 好一	秩父消防本部 消防長
平野 宏和	秩父保健所 所長

### 3 埼玉県秩父地域医療構想調整会議委員 令和7年9月1日現在

氏名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長

今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
坂井 謙一	医療法人花仁会秩父病院 院長
山田 昌樹	医療生協さいたま生活協同組合秩父生協病院 院長
桂 浩二	医療法人俊仁会秩父第一病院 院長
清水 大貴	医療法人彩清会清水病院 理事長代理顧問
白部 多可史	医療法人徳洲会皆野病院 院長
山下 拓斗	国民健康保険町立小鹿野中央病院 院長
吉野 進午	全国健康保険協会埼玉支部 業務グループ長
山田 巖	皆野町 町民生活課長
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長
福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
犬木 康博	小鹿野町 保健課長
平野 宏和	秩父保健所 所長

#### 4 埼玉県秩父地域災害保健医療調整会議委員

令和7年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
井上 靖	秩父郡市医師会 会長
吉田 明弘	秩父郡市歯科医師会 会長
今泉 直樹	秩父郡市薬剤師会 会長
島村 寿男	秩父市立病院 病院長
白部 多可史	医療法人徳洲会皆野病院 院長
西 秀夫	秩父脳外科内科クリニック 院長
小林 悟	有限会社秩父薬剤師会調剤センター 代表取締役
新井 寛子	秩父市立病院 看護部長
強谷 佳宏	秩父市 総務部危機管理課長
千島 裕美子	秩父市 保健医療部長
逸見 和秀	横瀬町 総務課長
平沼 朋子	横瀬町 健康子育て課長
新井 敏文	皆野町 総務課長
太幡 和也	皆野町 健康こども課長

染野 和明	長瀬町 総務課長
福島 陽子	長瀬町 健康こども課長
島崎 健司	小鹿野町 総務課長
犬木 康博	小鹿野町 保健課長
平野 宏和	秩父保健所 所長

## 5 秩父保健医療圏（秩父保健所所管区域）難病対策地域協議会委員

令和7年9月1日現在

氏 名	所属団体及び役職名
大久保 毅	医療法人俊仁会 秩父第一病院 副院長
宍戸 美智代	秩父訪問看護ステーション 所長
黒澤 裕里	秩父市 障がい者福祉課 主査
磯田 知子	横瀬町 福祉介護課 主査
山口 聡子	皆野町 健康こども課 主幹
大島 純代	長瀬町 健康こども課
倉林 千恵子	小鹿野町 保健課
春日 康宏	秩父公共職業安定所 所長
小林 弘	秩父消防本部 警防課 主席主幹
新井 薫	
高橋 幾子	社会福祉法人カナの会 フレンドリー 管理者
平野 宏和	秩父保健所 所長

## 6 関係団体

令和7年9月1日現在

団 体 名	会長（代表者）	備 考
秩父郡市医師会	井上 靖	
秩父郡市歯科医師会	吉田 明弘	
秩父郡市薬剤師会	今泉 直樹	
秩父保健所管内食品環境衛生協会	島田 憲明	
秩父保健所管内狂犬病予防協会	山田 巖	皆野町
秩父保健所管内薬物乱用防止指導員協議会	土橋 元孝	
秩父郡市精神保健福祉会	山崎 かや	
秩父地域保健師会	原 恵子	

## 7 健康相談等日程表

### (1) 健康相談

令和7年9月1日現在

相談内容	実施日	受付時間	対象者等
子どもの心の健康相談（医師）	5月・9月・1月 第2水曜日	13:30～15:00	（予約制）
子どもの心の健康相談（公認心理師）	偶数月第3木曜日	14:00～16:00	（予約制）
ひきこもり専門相談	奇数月第1火曜日	13:30～15:00	（予約制）
HIV・性感染症検査・相談〔B型・C型肝炎検査を含む。〕	毎月第2水曜日	9:00～10:00	（予約制）
	毎月第4火曜日	9:00～10:00	（予約制）

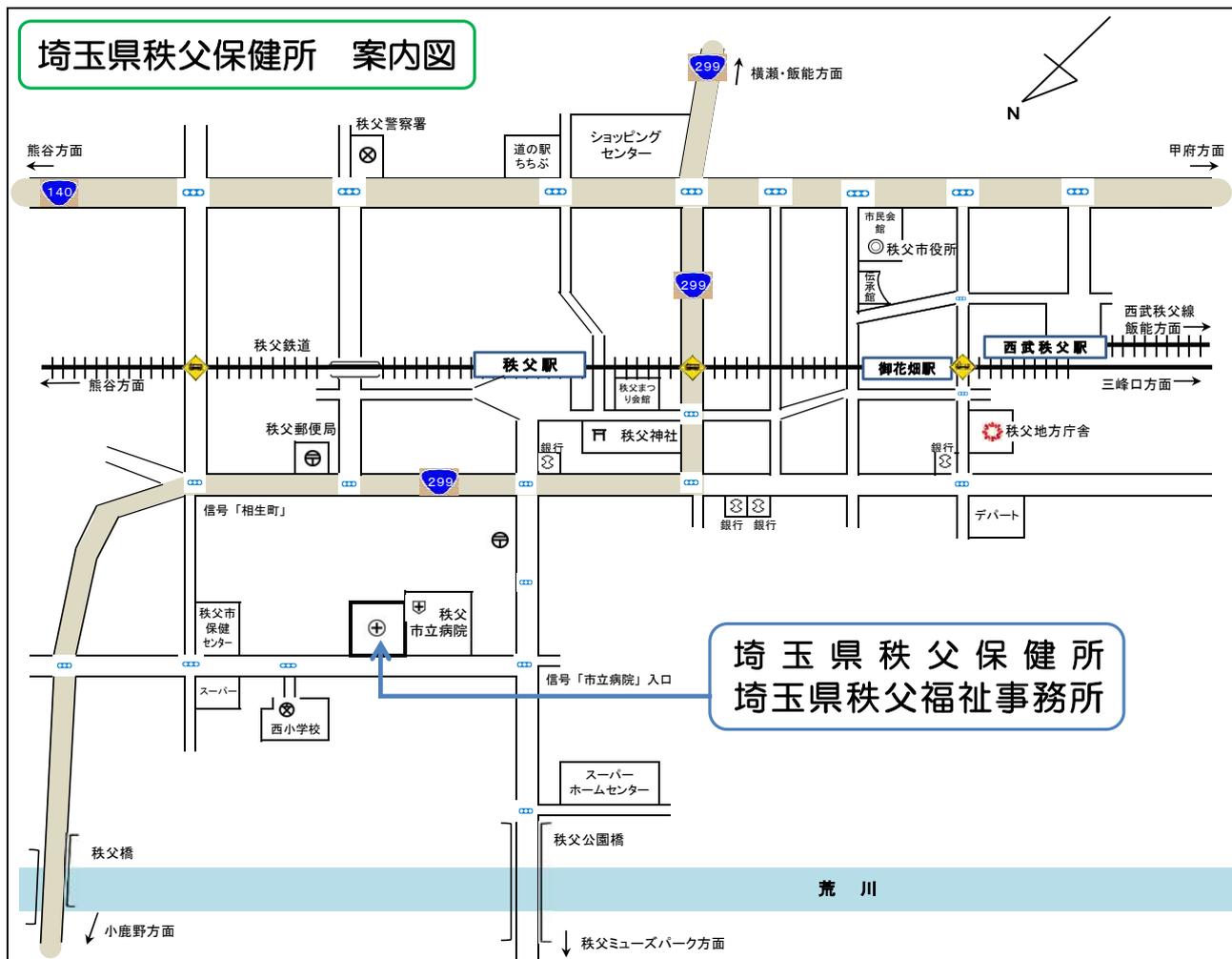
※ 随時、電話相談も受け付けています。  
祝日等の場合は変更又は中止することがあります。

### (2) 検査

令和7年9月1日現在

検査項目	受付日	受付時間	備考
水質検査	毎月第2・4月曜日	9:00～10:00	

※ 祝日等の場合は実施していません。  
翌日が祝日等の場合は、変更又は中止することがあります。



## 令和7年度版 事業概要

令和7年9月発行

編集・発行 埼玉県秩父保健所

〒368-0025 埼玉県秩父市桜木町8番18号

電話 0494-22-3824

FAX 0494-22-2798

メールアドレス t223824@pref.saitama.lg.jp

ホームページURL <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0713/>